

南大隅町 地域防災計画書

令和4年3月

南大隅町防災会議

改定記録

改定日	改訂種別	改定内容
平成20年5年	新規策定	2町合併による新規策定
平成21年6月	一部改訂	
平成22年6月	一部改訂	
平成23年6月	一部改訂	
平成27年6月	一部改訂	
平成28年7月	一部改訂	
令和元年5月30日	一部改訂	県計画等の改正に伴うもの
令和4年3月	一部改訂	基本法、県計画等の改正

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 防災関係機関の事務及び業務の大綱	1
1. 南大隅町	1
2. 鹿児島県	1
3. 大隅肝属地区消防組合	2
4. 錦江警察署	2
5. 鹿児島海上保安部指宿海上保安署	2
6. 大隅森林管理署	2
7. 九州電力送配電鹿屋配電事業所	2
8. 西日本電信電話株式会社鹿児島支店鹿屋営業所	2
9. 鹿児島きもつき農業協同組合	2
10. 町内漁業協同組合	2
11. 南大隅町商工会	2
12. 南大隅森林組合	2
13. 学校等	3
14. その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	3
第3節 町民及び事業所の基本的責務	3
1. 町民の基本的責務	3
2. 事業所の基本的責務	3
第4節 南大隅町の地勢とその特性	3
第2章 災害予防計画	5
第1節 災害危険地域の指定及び巡視警戒	5
第2節 防災施設及び公共施設対策	5
1. 水道施設の整備、推進	5
2. 災害対策用資機材の確保及び整備	5
3. 漁港、港湾施設の機能確保	5
4. 緊急輸送道路及び避難道路	6
5. 農地災害等の防止対策	6
第3節 訓練計画	6
1. 実施責任者	6
2. 訓練の種類	6
3. 訓練計画	7
4. 訓練結果の記録	7
第4節 防災知識普及計画	7
1. 実施責任者	7
2. 普及事項	7
3. 普及方法	8
第5節 自主防災組織整備計画	8
1. 住民による自主防災組織	8
2. 自主防災組織の啓発と指導	8

第6節 要配慮者の安全確保	9
1. 各地区における要配慮者対策.....	9
2. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策.....	11
第7節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備	11
第3章 災害応急対策計画	13
第1節 組織動員計画	13
1. 初動体制の確立.....	13
2. 災害対策本部の設置及び閉鎖.....	13
3. 災害対策本部の組織及び編成.....	13
4. 災害警戒本部の設置.....	14
5. 災害対策本部の所掌事務.....	14
6. 災害対策本部配備要員の数.....	18
7. 非常召集の方法.....	19
8. 現地災害対策本部の設置.....	19
第2節 気象情報等の伝達計画	19
1. 気象情報等の受理者.....	19
2. 気象情報等の広報.....	20
3. 主要箇所への連絡.....	20
4. 広報内容.....	20
5. 気象警報及び災害発生時等の伝達系統図.....	20
6. 気象情報等の収集.....	20
7. 火災警報の発表及び周知.....	20
第3節 災害情報等収集報告計画	21
1. 災害情報等の収集報告実施責任者.....	21
2. 災害情報、災害報告の種類及び内容.....	21
3. 災害情報、災害報告の通報及び報告要領.....	21
第4節 災害通信計画	25
1. 各種通信施設の利用.....	25
第5節 災害広報計画	25
1. 広報担当と各対策部との連絡.....	25
2. 情報収集.....	26
3. 町民に対する広報.....	26
4. 放送機関に対する広報の要請・公表.....	26
5. 報道機関に対する情報発表の方法.....	26
6. 災害広報の内容.....	26
第6節 避難計画	27
1. 実施責任者.....	27
2. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準.....	27
3. 避難指示等の実施要領.....	32
4. 避難指示等の伝達方法.....	32
5. 避難指示等の発令時における住民に求める行動.....	32
6. 避難の方法.....	33
7. 避難所の設置.....	33
8. 自主避難体制の整備.....	35

9. 小中学校児童生徒の集団避難.....	3 5
10. 災害時要援護者の避難支援について.....	3 6
11. 土砂災害の警戒避難体制.....	3 6
第7節 救助・救急体制の整備計画.....	4 1
1. 救助・救急体制の整備.....	4 1
2. 孤立化自治会対策.....	4 1
第8節 消防計画.....	4 2
1. 消防組織.....	4 2
2. 火災活動.....	4 2
3. 相互応援協定.....	4 3
第9節 食糧計画.....	4 3
1. 実施責任者.....	4 3
2. 応急配給の取扱及び方法.....	4 3
3. 他の主食、副食物及び調味料の調達.....	4 3
4. 炊出し方法.....	4 4
5. 災害救助法による基準.....	4 4
6. 主食の調達連絡場所.....	4 4
第10節 衣料・生活必需品等物資供給計画.....	4 4
1. 実施責任者.....	4 5
2. 資の調達.....	4 5
3. 物資の供給.....	4 5
4. 義援物資、金品の保管及び配分.....	4 5
5. 災害救助法による基準.....	4 5
第11節 応急仮設住宅建設及び住宅の応急修理計画.....	4 6
第12節 給水計画.....	4 7
1. 実施責任者.....	4 7
2. 給水対象者.....	4 7
3. 給水施設の応急復旧及び給水活動.....	4 7
4. 給水量.....	4 7
5. 災害救助法による基準.....	4 7
第13節 医療計画.....	4 7
第14節 防疫、清掃計画.....	4 9
第15節 行方不明者の搜索、遺体の収容、処理、埋葬計画.....	5 1
1. 実施責任者.....	5 1
2. 行方不明者の通報.....	5 2
3. 搜索隊の編成.....	5 2
4. 搜索の方法.....	5 2
5. 装備資材.....	5 2
6. 行方不明者発見後の処理収容.....	5 2
7. 遺体の処理.....	5 3
8. 遺体の埋葬.....	5 3
9. 災害救助法による基準.....	5 3
第16節 障害物除去計画.....	5 3
1. 実施責任者.....	5 3

2. 障害物の除去対策.....	5 4
3. 障害物の集積場所.....	5 4
4. 災害救助法による基準.....	5 4
第17節 輸送計画.....	5 4
1. 実施責任者.....	5 4
2. 輸送方法.....	5 4
3. 輸送力の確保.....	5 4
4. 災害救助法による輸送及び人夫賃の基準.....	5 5
5. 町内車輛の状況.....	5 5
6. 町内船舶の状況.....	5 5
第18節 文教対策計画.....	5 5
1. 実施責任者.....	5 5
2. 応急教育対策.....	5 6
3. 教科書及び学用品の給与.....	5 6
4. 学校給食対策.....	5 7
5. 災害救助法による基準.....	5 7
第19節 自衛隊の災害派遣要請計画.....	5 7
1. 災害派遣要請計画基準.....	5 7
2. 災害派遣要請要項.....	5 7
3. 関係自衛隊の連絡場所.....	5 8
4. 災害派遣部隊の活動内容.....	5 8
5. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限.....	5 9
6. 派遣部隊の受け入れ態勢.....	5 9
7. 派遣部隊到着後の措置.....	6 0
8. 経費の負担.....	6 0
9. ヘリコプターの臨時発着場.....	6 0
第20節 地震津波災害対策計画.....	6 0
1. 事前対策.....	6 0
2. 組織、動員計画.....	6 1
3. 災害情報収集報告計画.....	6 2
4. 避難計画.....	6 2
5. 火災対策及び消防活動.....	6 3
6. 地震による津波に対する避難計画について.....	6 3
7. 建築物災害の防災対策.....	6 4
8. 公共施設の防災対策.....	6 4
9. その他.....	6 4
第21節 海上災害対策計画.....	6 5
1. 連絡調整会議.....	6 5
2. 現地連絡調整所.....	6 5
第22節 ボランティアとの連携計画.....	6 5
1. ボランティアの受け入れ支援体制.....	6 5
2. ボランティアの受付、登録、派遣.....	6 6
3. 災害対策本部における対応.....	6 6
第23節 動物保護計画.....	6 6

1. 飼養動物の保護収容.....	6 6
2. 避難所における適正飼養.....	6 6
3. 危険な動物の逸走対策.....	6 6
第24節 情報通信網整備計画.....	6 6
1. 地域情報化の推進.....	6 6
2. 観光地等を含む町内全域の情報通信網整備.....	6 6
第25節 広域応援体制.....	6 7
1. 受援体制.....	6 7
2. 災害時の受援.....	6 7
第4章 災害復旧計画.....	6 8
第1節 公共土木施設等の災害復旧計画.....	6 8
1. 災害復旧事業等の計画策定.....	6 8
2. 災害復旧事業等の実施要領.....	6 8
第2節 被災者の災害復旧・復興支援計画.....	6 8
1. 生活相談.....	6 8
2. り災都市借地借家臨時措置法の適用手続.....	6 8
3. 被災者生活再建支援金の支給.....	6 9
4. 災害弔慰金の支給.....	6 9
5. 災害見舞金の支給.....	6 9
6. 税の減免措置.....	6 9
7. 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明.....	6 9
8. 罷災証明書の交付.....	6 9
9. 被災者台帳の作成.....	7 0
第3節 災害復旧資金計画.....	7 2
1. 資金の種類.....	7 2
2. 資金の斡旋.....	7 2
3. 資金融資事務の協力.....	7 2

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき南大隅町の地域における災害対策に関しておおむね次の事項を定め、もって防災の安全を期するものである。

1. 南大隅町地域における災害の特性並びにその防災に関し、南大隅町及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務、又は業務の大綱
2. 災害の発生を未然に防止するための防災対策及び訓練その他の災害予防計画
3. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害発生の防ぎよ、又は応急救助の実施その他災害の拡大を防止するための災害応急対策の計画
4. 災害の復旧に関する計画

第2節 防災関係機関の事務及び業務の大綱

南大隅町地域にかかる防災に関し、南大隅町及び町内公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務、又は業務を処理するものである。

1. 南大隅町

- (1) 南大隅町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策
- (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (4) 災害の防御と拡大防止の対策
- (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護
- (6) 被災した町管理施設の応急対策
- (7) 災害時の文教、保健衛生対策
- (8) 災害時における交通輸送の確保
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策
- (10) 被災施設の復旧
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (12) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力

2. 鹿児島県

- (1) 鹿児島県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策
- (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (4) 災害の防ぎよと拡大防止の対策
- (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護
- (6) 被災した県管理施設の応急対策
- (7) 災害時の文教、保健衛生、公安対策
- (8) 災害対策要員の供給、あつ旋
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策
- (11) 被災地の復旧
- (12) 市町村が実施する災害事務、又は事業の指導、指示あつ旋等
- (13) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

3. 大隅肝属地区消防組合

- (1) 災害に対する予防、防ぎよと拡大防止の対策
- (2) 消防機材の整備充実と訓練の実施
- (3) 災害時における避難誘導、人命救助対策
- (4) 災害時における危険物の災害防止対策

4. 錦江警察署

- (1) 災害に対する予防
- (2) 災害時における治安、交通等警察行政の調整

5. 鹿児島海上保安部指宿海上保安署

災害時の海上における人命・財産の救助、その他の救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備

6. 大隅森林管理署

- (1) 国有林野等の森林治水事業の実施及び施設等の防災管理
- (2) 災害応急用材の需給対策

7. 九州電力送配電鹿屋配電事業所

- (1) 電力施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給確保
- (3) 被災施設の応急対策と災害復旧

8. 西日本電信電話株式会社鹿児島支店鹿屋営業所

- (1) 通信設備の防災対策
- (2) 災害時通信の確保対策
- (3) 被災設備の応急復旧対策

9. 鹿児島きもつき農業協同組合

- (1) 農産物、家畜等に対する防災指導
- (2) 非常炊き出し用主食の確保
- (3) 被災農家に対する融資等の対策
- (4) 生活必需品、生産資材の確保

10. 町内漁業協同組合

漁船の遭難防止の対策

11. 南大隅町商工会

- (1) 被災者に対する衣料、生活必需品等の管理確保
- (2) 被災商工中小企業者に対する融資等の対策

12. 南大隅森林組合

- (1) 被災林家に対する融資のあつ旋
- (2) 復旧用材の確保

1 3. 学校等

- (1) 防災に関する施設の整備と避難訓練並びに災害予防対策
- (2) 災害時における生徒、児童、園児の避難誘導
- (3) 災害時における応急教育の対策
- (4) 被災施設の災害復旧

1 4. その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 医療施設
 - ア 防災に関する施設の整備と避難誘導訓練等災害予防対策
 - イ 災害時における患者の避難誘導
 - ウ 被災負傷者等の収容保護
 - エ 災害時における医療、助産等の救助
- (2) 社会福祉施設
 - ア 防災に関する施設の整備と避難誘導訓練等災害予防対策
 - イ 災害時における収容者の避難誘導
- (3) それぞれの職務に関する防火管理、応急対策及び災害復旧に関すること

第3節 町民及び事業所の基本的責務

町民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

1. 町民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、日ごろから自主的に風水害等に備え、防災訓練や防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携、協力する必要がある。

また、町民は風水害等に際しての警戒、避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び町が実施する防災業務について自発的に協力し、町民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2. 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、県・町・消防機関等の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなければならない。

第4節 南大隅町の地勢とその特性

南大隅町は、鹿児島県大隅半島の最南端に位置し総面積213.59km²で、東南は太平洋に面し、種子・屋久島を遙かに望み西は東シナ海に続き鹿児島湾に沿い、南薩方面に相対している。

本町の地形は、最高峰の稻尾岳（959m）を町境に、また、野首岳（897m）、木場岳（891m）、辻岳（773m）等がそびえ、花之木、横別府、辺田別府及び大中尾の大地など一般的に高いところが多く、標高200mから500mの山間盆地や太平洋

側から錦江湾沿いの海岸線沿いに大半の集落が散在している。また、東部から半島の中央部にかけて肝属山地が広がり、山岳地帯から花崗岩地帯をぬいつつ、根占地区の中心部を流れる2級河川「雄川」をはじめ数十の溪流が町の穀物地帯を潤している。

山林は海岸地帯まで伸び海に屹立し、耕地は山間部に多く、土壌も花崗岩、シラス土地帯が多い。

錦江湾沿いの根占塩入から佐多岬一帯までは「霧島屋久国立公園」に指定され、また、雄川の渓谷及び佐多外之浦から肝付町内之浦までの太平洋側一帯は「大隅南部県立自然公園」に指定されるなど風光明媚な地となっている。

気候は、黒潮暖流の影響により年間平均気温19.4度と温暖多雨の気候に恵まれ、一部地域を除いて降霜をみず、一年中青草が茂る自然環境に恵まれた地である。

しかし、一方では6月から7月にかけての梅雨期の集中豪雨や、夏から秋にかけて毎年襲来する台風による激しい風雨により洪水、がけ崩れ、道路決壊など甚大な被害を受けている。

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険地域の指定及び巡視警戒

本計画は、水害、地滑り、山崩れ等の発生するおそれのある危険地域を調査把握し、災害対策の基礎とするものである。

町は、防災アセスメントを実施することにより地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等により地域住民に周知するとともに、危険地域ごとの巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

1. 急傾斜地崩壊危険区域……………資料編参照
2. 土石流危険渓流……………資料編参照
3. 山腹崩壊危険箇所……………資料編参照
4. 崩壊土砂流出危険箇所……………資料編参照
5. 土砂災害（特別）警戒区域……………資料編参照
6. 重要水防危険区域（河川関係）……………資料編参照
7. 重要水防危険区域（海岸関係）……………資料編参照
8. 交通途絶予想箇所……………資料編参照

第2節 防災施設及び公共施設対策

本計画は、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう施設の災害防止対策を推進するものである。

1. 水道施設の整備、推進

- (1) 水源施設等の水道供給システムの整備、強化
- (2) 老朽施設、配水管、管路施設の点検補修の推進
- (3) 净水場等の耐震化、停電対策の推進
- (4) 広域的なバックアップ体制の推進

2. 災害対策用資機材の確保及び整備

災害に備え、平常時から資機材の確保及び整備点検を行い、非常事態に備える。

- (1) 水防施設の現況……………資料編参照
- (2) 消防施設の現況……………資料編参照
- (3) 防災行政無線……………資料編参照

3. 漁港、港湾施設の機能確保

(1) 港湾・漁港施設の整備

漁港、港湾施設は海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。このため、岸壁、背後道路等の整備に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保を図る。

(2) 関係事業者との連携強化

港湾管理者は、過去に被災した箇所等港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報を共有することにより連携を強化する。

(3) 走錨等に起因する事故の防止

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置する。

4. 緊急輸送道路及び避難道路

災害時には、避難及び救出・救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行う必要がある。また、地域住民が身の安全を確保するために緊急避難場所等へ避難する際に迅速かつ安全に避難場所へ移動するために必要な避難道路を確保することも重要である。

鹿児島県地域防災計画の「緊急輸送道路ネットワーク計画」において第2次緊急輸送道路として指定されている県道の整備を促進するとともに、別図「緊急輸送道路ネットワーク及び避難道路」（資料編）に示す道路を避難道路として整備・改善することで、災害時の緊急輸送及び住民の避難に機能する道路の確保に努める。

5. 農地災害等の防止対策

本町は、シラス等の軟弱土壤が比較的多く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業施設等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するため、排水路、ため池、排水機場等の農地防災及び保全施設の整備を実施し、農村地域の災害発生防止に努める。

特に、豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）については計画的に整備する。

また、町は、ため池が決壊した場合を想定し、人的被害の軽減に資するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成する等の減災対策に努める。

町内の防災重点ため池は、次のとおり。

名称	所 在 地	所有者	管理者	ため池の諸元			地震・豪雨耐性評価
				堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m ³)	
へたべつぶいけ 辺田別府池	南大隅町根占辺田 5927 番 31	南大隅町	自然人	2	27	3	1

第3節 訓練計画

本計画は、災害応急対策の迅速確実な実施を期するための普段における必要な訓練計画である。

1. 実施責任者

災害応急対策の実施責任を有する町及び各機関の長が実施するものとする。

2. 訓練の種類

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難訓練

- (4) 通信連絡訓練
- (5) 総合防災訓練
- (6) その他必要な訓練

3. 訓練計画

町長は、次の大綱に基づき、その都度訓練計画を定め各機関の協力を得て訓練を実施するものとする。

- (1) 訓練参加機関
南大隅町、大隅肝属地区消防組合、錦江警察署、その他関係機関団体。
- (2) 訓練の時期
訓練の種類により、最も効果のある時期を選んで実施するものとする。
- (3) 訓練の場所
訓練の種類により、最も効果のある場所を選んで実施するものとする。
- (4) 訓練の方法
訓練実施機関は、単独に、又は他の機関と共同して、2に掲げる訓練を個別に、又はいくつかの訓練を併せて最も効果のある方法で訓練を行うものとする。関係機関は相互に十分連絡を取らなければならない。

4. 訓練結果の記録

訓練を実施した場合は、その結果を記録しておくものとする。

第4節 防災知識普及計画

本計画は、防災関係職員及び町民に対し、災害予防又は災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図るためのものである。

1. 実施責任者

町及び関係機関の長とする。

2. 普及事項

- (1) 火災予防の心得
- (2) 住家補強、農作物の被害予防事前措置
- (3) 災害気象及び予警報の種別と対策
- (4) 台風、地震等災害時の心得
- (5) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
- (6) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (7) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- (8) 災害危険地域の指定
- (9) 各種応急対策で住民が周知すべき事項
- (10) 家庭での災害に備えた備蓄（「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等）
- (11) その他防災上必要な事項

3. 普及方法

- (1) 広報紙その他刊行物
- (2) 防災行政無線及び有線放送
- (3) 広報車の巡回
- (4) 講習会及び映画
- (5) 鹿児島県防災研修センターの活用
- (6) その他災害安全運動

第5節 自主防災組織整備計画

本計画は、住民の隣保共同精神に基づく防災組織の充実を図り、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全を確保するとともに、大規模な災害、事故に備えるものである。

1. 住民による自主防災組織

(1) 自主防災組織の設置

地域住民が自主的な防災活動を行ううえで、実情に即した適正な規模の地区を単位として組織の整備を図るものとする。

(2) 既存組織の活用

住民が自主的に防災活動を行っているような既存組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくように積極的に指導するものとする。

(3) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様により、その内容が異なるがそれぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定めるものとする。

(4) 自主防災組織の活動

ア 平常時

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備等の点検
- (エ) 防災資機材の整備、保管、備蓄
- (オ) 緊急避難場所及び避難路の確認

イ 災害時

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出救護

2. 自主防災組織の啓発と指導

(1) 組織の設置促進

自主防災組織の設置を促進するため、未組織の地域を重点推進地区と定め地域住民に組織の必要性等について積極的かつ計画的な広報啓発を行う。

(2) 指導助言

住民が自主防災組織をつくり実際に活動していくために、当該自主防災組織の運営及び防災訓練に対する指導助言を行う。

(3) 防災リーダーの育成

地域防災活動の担い手としての地域防災リーダーの育成を積極的に行う。

第6節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害をもつ者、及び外国人・旅行者等の災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい「要配慮者」について、平素から安全を確保するための対策を推進する。

1. 各地区における要配慮者対策

(1) 要配慮者の把握

ア. 要配慮者情報

各課が保有する各種の情報を避難支援の目的にそって抽出、整理し、要配慮者の実態把握と共有化を促進する。

要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに整理する。

イ. 避難行動要支援者名簿

(ア) 名簿の作成

福祉及び保健の担当課は、避難する際に他人の援助が必要な避難行動要支援者について、災害対策基本法第49条の十に定められた「避難行動要支援者名簿」を作成し、把握に努める。

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎が被災する等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(イ) 名簿情報の利用及び提供

町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記録された情報（以下、「名簿情報」という。）を、利用するものとする。

また、町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。

名簿情報の提供については、予め本人の同意を得るものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意の有無に係わらず避難行動等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

(ウ) 情報漏えい防止措置

町は、名簿情報を提供するにあたり、名簿情報の漏えい防止について、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 自主防災組織への名簿情報の提供は、当該地区の名簿情報のみを提供する。
- ③ 災害対策基本法により、役場職員を含む避難支援等関係者には守秘義務が課せられていることを十分に周知する。
- ④ 避難行動要支援者名簿は、厳正に保管・管理するとともに、必要以上に複製しないように指導する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿を複製又は紛失した場合は、速やかに町長に報告するよう指導する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、避難行動要支援者の避難誘導及び安否確認を迅速に実施するため、以下の措置を講じるものとする。

- ① 避難支援等関係者と連携し、避難誘導及び安否確認の要領等について、予め計画を作成しておく。
- ② 避難行動要支援者名簿を活用し、地区ごとの避難行動要支援者の実態を把握するとともに、自主防災組織としての支援及び安否確認の計画の作成を推進する。
- ③ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、予め計画しておく。

(3) 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が迅速・的確な行動がとれるよう、地区ごとの要配慮者の実態に応じて、自治会・自主防災組織による協働のもとに、要配慮者ごとの担当者を配置し、安否の確認、情報の伝達、避難行動の支援等にあたるなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図るため、自治会・自主防災組織等への働きかけ及び指導に努める。

(4) 防災設備・物資・資器材等の整備

- ア. 災害発生直後の食料、飲料水等については、町民自らが家庭備蓄することによって対応できるよう日頃から備えておくことを推進する。
- イ. 町は、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動及び避難支援が出来るよう、避難所の居住性の向上、並びに食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく。

(5) 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が円滑に避難し、できるだけ被害を減らすために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者を対象とした情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者・障害者の居宅の状況に接することができる者に対し、家財点検等の防災知識の普及を推進する。

(6) 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害の危険性や防災体制等について十分に説明等を実施するため、外国人向けの他言語表記のハザードマップや防災パンフレット等を整備する。

町内に生活基盤を有し、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、被災地からの離隔及び帰国に必要な交通情報等を必要とする訪日（一時滞在）

外国人は、行動の特性や情報のニーズが異なることを踏まえ、それぞれに対応できる情報伝達のための環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築を図るものとする。

2. 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

(1) 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等要配慮者利用施設の管理者は、その入所者・利用者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の災害時の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬・医療用品類等の備蓄をするとともに、予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用発電機等の整備・備蓄に努める。

町は、町内の要配慮者利用施設の管理者に対し、これらの防災設備の整備について積極的に指導する。

(2) 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、施設としての防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、初動対応に必要な職員の確保が困難であることから、消防機関等への通報・連絡や入居者等の避難誘導等を考慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理表は、普段から、役場担当や他の類似施設、近隣住民並びに地域の自主防災組織等と緊密に連携を図りながら、災害時の協力体制構築に努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害発生時に消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を構築するとともに、災害時における施設相互間等の連絡・情報共有体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員及び入所者等が、災害時に適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地環境や施設の構造、入所者・患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施する。訓練を行う際には、自主防災組織等との連携を図るものとする。

また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

(5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等の各種法令に基づき、災害からの避難を含む災害対策に関する計画を作成するものとする。

(6) 非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

町は、要配慮者利用施設の災害対策に関する計画の策定及び避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援並びに指導に努める。

第7節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

町は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定される等の地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、

それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、『物資調達・輸送調整等支援システム』を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点を登録しておく。

また、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織動員計画

本計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急対策を実施するため町災害対策本部の設置、組織、編成事務分掌及び災害対策要員の動員並びに関係機関との連携等について定め、災害対策の万全を期するものである。

また、大規模災害が発生し、自治体自らも被災し、人的・物的資源に制約がある状況下においても、応急対策業務及び業務継続の優先度の高い通常業務（以後、「非常時優先業務」という。）を的確に遂行できるよう、業務継続計画を策定し、業務の継続性の確保に努める。

業務継続計画の策定に当たっては、非常時優先業務の整理、首長不在時の代行順位、職員参集体制、代替庁舎、通信手段、重要データのバックアップ等の業務継続に必要な事項について整理し、定めておくものとする。

1. 初動体制の確立

各種警報の発表により、災害が予想されるときは、防災担当職員は直ちに登庁し、情報の収集を行うものとする。

2. 災害対策本部の設置及び閉鎖

- (1) 災害対策本部（以下「本部」という）は、次のような災害が発生し、又は発生する恐れがある時設置するものとする。
 - ア 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められる時
 - イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置してその対策を要する時
 - ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められ
- (2) 本部は、災害応急対策を一応終了し、又は災害発生の恐れがなくなり、災害対策の必要がなくなったときは閉鎖する。
- (3) 本部を設置又は閉鎖した時は、県の関係機関、住民に対し通知、公表するものとする。

通知・公表先	担当部班	通知又は公表の方法
各 災 害 対 策 部	総務対策部本部連絡班	庁内放送、迅速な方法
県（大隅地域振興局）	総務対策部本部連絡班	電話、迅速な方法
南部消防署・佐多分署	総務対策部本部連絡班	電話、迅速な方法
錦 江 警 察 署	総務対策部本部連絡班	電話、迅速な方法
指宿海上保安部	総務対策部本部連絡班	電話、迅速な方法
一 般 住 民	総務対策部本部連絡班	防災行政無線、広報車

3. 災害対策本部の組織及び編成

- (1) 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長を、副本部長は副町長をもってあてる。
- (2) 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長及び別表に掲げる各部長をもって組織する。
- (3) 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする
 - ア 本部の設置及び配置に関するこ

- イ 防災活動の企画、実施に関すること
- ウ 対策本部の配備体制に関すること
- エ 応急災害対策の企画、実施に関すること
- オ その他必要な事項

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び防災担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
副 町 長	教 育 長	総 務 課 長

(5) 本部の組織及び編成は別表のとおりとする。

4. 災害警戒本部の設置

- (1) 災害が予想されるときは、関係機関の協力を得て、応急対策など防災対策の一層の確立を図るため「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置するものとする。
- (2) 本部に本部長、副本部長をおき、本部長は副町長を、副本部長は総務課長、消防団長をもって充てる。
- (3) 本部に災害警戒要員をおき、総務課の職員をもって充てる。

5. 災害対策本部の所掌事務

各対策部の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 総務対策部

- ア 防災会議、本部会議、対策本部の庶務に関すること
- イ 災害状況の調査、情報収集、報告、広報に関すること
- ウ 配備要員の管理に関すること
- エ 自衛隊派遣要請に関すること
- オ 気象予報警報、異常現象又は地震情報の受報、伝達及び津波情報の関係部、各機関への伝達に関すること
- カ 各対策部、消防団、警察署、海上保安署など各機関との情報交換、連絡、調整に関すること
- キ 県本部、他市町等への広域応援要請依頼に関すること
- ク 電力、通信等ライフラインの優先復旧の調整に関すること
- ケ 各部の災害対策の統括及び連絡、調整に関すること
- コ 防災行政無線の管理運営に関すること
- サ 動員人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関すること
- シ 災害対策従事職員の公務災害補償に関すること
- ス 被災職員の調整に関すること
- セ 広域応援、派遣職員等の受け入れに関すること
- ソ 職員の非常動員、被災他市町村への派遣に関すること
- タ 応急措置に要する資機（器）材の調達に関すること
- チ 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保、借上げ配車に関すること
- ツ 災害についての応急財政措置及び国・県の財政支援に関すること

- テ 災害対策従事員への給食の確保、配給に関すること
- ト 家屋等罹災証明書に関すること
- ナ 災害記録写真の撮影及び収集並びに広報に関すること
- ニ 庁内情報システムの保全管理に関すること
- ヌ 本部及びその他必要な箇所でのネットワーク行政情報端末の利用及び確保に関すること
- ネ 町有財産の災害調査並びに対策に関すること
- ノ 災害時における町有施設利用に関すること
- ハ 庁舎の管理に関すること
- ヒ 庁舎電話及び庁舎放送に関すること
- フ 緊急車両の確保、借上げ配車に関すること
- ヘ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- ホ 相互応援に関すること
- マ その他の対策部の所管に属さない事項

(2) 企画観光対策部

- ア 商工観光関係に係る災害調査に関すること
- イ 被災商工業者の被害状況調査に関すること
- ウ 被災商工業者に対する金融に関すること
- エ 町内観光施設利用者、旅行者等の被災状況の把握及び避難、救護に関すること
- オ 旅客船及び観光船の被害状況調査及び復旧に関すること
- カ 被災者の生活物資の調達に関すること
- キ 町外被災者の受け入れに関すること
- ク 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- ケ 土地開発公社との連絡、調整に関すること
- コ 相互応援に関すること
- サ その他企画観光対策部に関すること

(3) 介護福祉対策部

- ア 災害救助法に基づく諸対策に関すること
- イ 日本赤十字社との連絡に関すること
- ウ 救助状況の報告に関すること
- エ 被災者の相談に関すること
- オ ボランティア活動との連携及び支援に関すること
- カ 安否電話問い合わせへの対応に関すること
- キ 社会福祉施設の被害状況把握に関すること
- ク 社会福祉施設の入所者、来所者の適切な避難の実施に関すること
- ケ 在宅要援護者の被災状況の把握及び適切な避難の実施に関すること
- コ 在宅要援護者等の福祉ニーズの把握に関すること
- サ 災害時要援護者に関すること。
- シ 社会福祉団体との連携及び協力要請に関すること
- ス 被災者に対する資金の貸付及び弔慰金等の受付、支払いに関すること
- セ 災害時における食料の配給に関すること
- ソ 避難所の開設運営管理に関すること
- タ 義援金の配分に関すること
- チ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること

- ツ 相互応援に関すること
- テ その他介護福祉対策部に関すること

(4) 町民保健対策部

- ア 避難所等への仮設トイレの調達、設置に関すること
- イ 埋火葬許可証の発行及び埋火葬相談に関すること
- ウ ごみ、し尿処理の広域応援に係る要請及び受け入れに関すること
- エ 災害時の清掃、公害対策に関すること
- オ 環境保全に関すること
- カ 災害廃棄物の推定量の算定及び処理計画の作成に関すること
- キ ごみ、し尿処理の処理に関すること
- ク 災害廃棄物の処理対策に関すること
- ケ 被災者の応急救護に関すること
- コ 医療機関との連絡に関すること
- サ 災害用医薬品及び対策資材に関すること
- シ 伝染病その他の災害調査及び防疫状況の報告に関すること
- ス 医療救護員の派遣に関すること
- セ 県、警察との死体検案業務の調整、実施に関すること
- ソ 診療所の災害対策に関すること
- タ 応急医療需要の把握及び医療機関の被害状況の把握、医療可能医院の把握に関すること
- チ 救護所の開設、運営に関すること
- ツ 災害時における感染症予防及び防疫に関すること
- テ 災害時における衛生、保健、栄養指導に関すること
- ト 被災者に対するメンタルケアに関すること
- ナ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- ニ 相互応援に関すること
- ヌ その他町民保健対策部に関すること

(5) 建設対策部

- ア 土木関係（港湾を含む）の災害調査及び報告に関すること
- イ 大隅地域振興局建設部との連絡に関すること
- ウ 道路（国道・県道・町道・農道・林道）、河川、橋梁及び海岸等の警戒並びに応急措置に関すること
- エ 救出、救助、応急復旧に係る建設重機等の調達に関すること
- オ 災害時の応急復旧に必要な土木建設業者の確保に関すること
- カ 避難路、緊急輸送路等重要道路施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- キ 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通対策に関すること
- ク 急傾斜地、崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所、土砂災害（特別）警戒区域の二次災害防止に関すること
- ケ 水道施設の被害調査、災害復旧対策並びに応急給水活動に関すること
- コ 水道関係業者に対する連絡、調整に関すること
- サ 水道施設被害状況の問い合わせ処理、住民への広報に関すること
- シ 被災者に対する水道料の軽減等に関すること
- ス 港湾漁港施設等の応急対策に関すること
- セ 応急仮設住宅の建設、修理に関すること

- ソ 応急仮設住宅の入居に関すること
- タ 被災者等に対する住宅関係融資に関すること
- チ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- ツ 相互応援に関すること
- テ その他建設対策部に関すること

(6) 経済対策部

- ア 農林畜産等関係、災害調査及び報告に関すること
- イ 災害時における食料対策に関すること
- ウ 水産関係の災害調査報告に関すること
- エ 農作物の病害虫防除等応急技術対策に関すること
- オ 被災農林水産業者の営農指導、生産資材の斡旋に関すること
- カ 災害時炊き出し用米穀等の調達に関すること
- キ 家畜の防疫及び飼料の確保配分に関すること
- ク 農業の災害金融に関すること
- ケ 地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の二次災害防止に関すること
- コ 災害対策用船舶（漁船等）の確保、あつ旋に関すること
- サ 漁港施設等の応急対策に関すること
- シ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- ス 相互応援に関すること
- セ その他経済対策部に関すること

(7) 教育対策部

- ア 教育委員会所管に属する施設の災害対策に関すること
- イ 教育関係の災害調査報告に関すること
- ウ 学校施設等の避難所の使用協力に関すること
- エ 教育関係義援品の受付、配分に関すること
- オ 被災児童、生徒に対する学用品の配布に関すること
- カ 県費支弁職員の公務災害等に関すること
- キ 学校の衛生管理対策に関すること
- ク 災害時の学校給食に関すること
- ケ 児童、生徒の安全確保及び避難対策に関すること
- コ 文教関係の災害資料及び記録に関すること
- サ 児童及び生徒の応急教育に関すること
- シ 被災児童及び生徒のメンタルケアに関すること（町民保健対策部門との連携）
- ス 文化財等の災害調査及び復旧に関すること
- セ 緊急炊き出しの協力に関すること（介護福祉対策部門との連携）
- ソ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- タ 相互応援に関すること
- チ その他教育対策部に関すること

(8) 税務対策部

- ア 税に関する被害状況等の収集に関すること
- イ 被災者に対する税の減免及び徴収猶予に関すること
- ウ 救助法の適用に係る住家被害等の被害調査、認定に関すること
- エ 一般災害に係る住家等の被害調査、認定に関すること

オ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関するこ

カ 相互応援に関するこ

キ その他税務対策部に関するこ

(9) 会計対策部

ア 災害関係経費の出納に関するこ

イ 義援金の受付、保管に関するこ

ウ 相互応援に関するこ

エ その他会計対策部に関するこ

(10) 議会対策部

ア 議会関係の視察、見舞等来町者の接遇に関するこ

イ 議会関係の連絡、調整に関するこ

ウ 町議会議員への災害情報の伝達

エ 相互応援に関するこ

オ その他議会監査対策部に関するこ

(11) 支所対策部

ア 支所管内の災害状況の調査、情報収集に関するこ

イ 避難指示等及び各種災害情報の住民への広報、情報提供に関するこ

ウ 避難所の開設状況の情報収集、報告に関するこ

エ 支所管内の避難所との情報交換に関するこ

オ 支所管内の応急対策情報の収集に関するこ

カ 総務対策部との連絡、調整に関するこ

キ 支所の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関する

ことと支所庁舎の管理に関するこ

ク 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関するこ

ケ 診療所の災害対策に関するこ

コ 本庁各対策部との連絡調整に関するこ

サ 農業集落排水施設の災害対策、被害状況調査に関するこ

シ 農業集落排水施設被害地区への広報及び仮設トイレの設置に関するこ

ス 相互応援に関するこ

セ その他支所対策部に関するこ

(12) 消防団

ア 消防活動に関するこ

6. 災害対策本部配備要員の数

(1) 災害対策要員の数

ア 災害の規模に応じ、配備の段階を第1配備から第3配備まで区分し、配備の指定期は本部長が行うものとする。

イ 各対策部には、部長、副部長、班長をおき、部長は課長、副部長は課長補佐、班長は主幹・副主幹・係長をもって充てる。

ウ 各対策部の配備要員の数は別表のとおりとする。

第1配備 比較的軽微な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合

第2配備 大規模な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合

第3配備 町内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合

対策部名	第1配備	第2配備	第3配備
総務対策部	部長1 副部長1 班長1	部長1 副部長1 班長7	全員
企画観光対策部	部長1	部長1 副部長2 班長3	全員
介護福祉対策部	部長1 副部長1	部長1 副部長1 班長5	全員
町民保健対策部	部長1	部長1 副部長2 班長7	全員
建設対策部	部長1 班長1	部長1 班長6	全員
経済対策部	部長1 副部長1	部長1 副部長2 班長8	全員
教育対策部	部長1	部長1 副部長2 班長8	全員
税務対策部		部長1 副部長2 班長7	全員
会計対策部		部長1 班長3	全員
議会対策部		部長1 班長1	全員
支所対策部	部長1 副部長1 班長1	部長1 副部長2 班長4	全員
消防団	団長1 副団長2	団長1 副団長2 分団長・副分団長・部長	全団員

7. 非常召集の方法

勤務時間外における配備要員の非常召集については、防災行政無線を用いて本部設置の旨及び配備規模を通知する。ただし、防災行政無線によりがたい場合及び町外居住要員への伝達並びに特に確認の必要がある場合の伝達方法は次による。

- (1) 総務対策部長は、各対策部長に対して、本部設置の旨及び配備規模を通知するものとする。
- (2) 前項の通知を受けた各対策部長は、当該対策部の副部長、班長その他関係者に当該通知の内容を通知するものとする。
- (3) 前項の通知を受けた配備要員は直ちに登庁し、所定の配備につくものとする。配備要員は通信報道機関等の情報によって非常災害の発生を知り、本部の設置が推察される場合は、常に所在を明らかにし、指示を待たずに登庁するものとする。

8. 現地災害対策本部の設置

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場所等の状況により、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長をおき、本庁内においては副町長を、佐多支所内においては支所長をもってあてる。
- (3) その他現地災害対策本部の運用については、災害対策本部の規定に準じて行うものとする。

第2節 気象情報等の伝達計画

本計画は、災害関係の気象予報、警報及び情報等の伝達、通報の系統、要領等を定め、実施の迅速、確実を図り、災害を未然に防止し、災害の軽減を期するものである。

1. 気象情報等の受理者

関係機関からの気象情報等は、平常勤務時間中は総務課、勤務時間外は警備員が受理する。

警備員が受理した時は、直ちに総務課長、防災担当係長に連絡するものとする。

2. 気象情報等の広報

関係機関より受理した情報は、防災行政無線により町内に放送し、住民への周知を図るものとする。また、必要に応じ広報車による広報も併せて行うものとする。

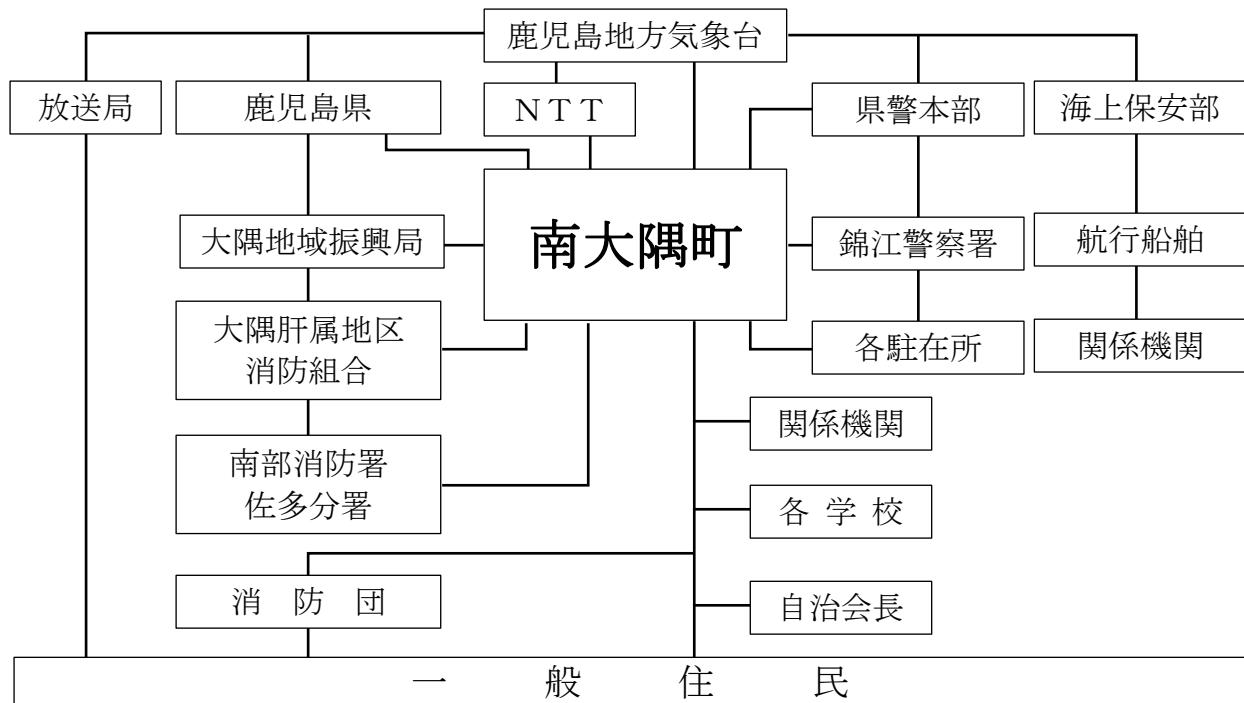
3. 主要箇所への連絡

所在官公署、消防団、自治会長等については、必要に応じて電話連絡をし、とるべき措置等を併せて周知するものとする。

4. 広報内容

放送、広報にあたっては、警報等の内容を要約し放送、広報するものとする。

5. 気象警報及び災害発生時等の伝達系統図



6. 気象情報等の収集

町及び関係各機関は、県防災行政無線、マスメディア等により気象情報の収集に努めるものとする。

7. 火災警報の発表及び周知

町長は、火災気象通報の伝達を受けた時、又はその他によって次の気象情報を知った時は地域の条件等を考慮して、必要な地域に火災警報を発表する

- (1) 実効湿度 65% 以下で、最小湿度が 35% を下ると見込まれ、火災の危険が予想される時
- (2) 平均風速が 1.2 m 以上の風が吹く見込みがあり、火災の危険が予想される時

第3節 災害情報等収集報告計画

本計画は、災害情報及び災害報告を迅速、確実に収集、報告するために必要な事項を定めるとともに、防災関係機関との災害情報の相互連絡に関する事項を定めたものである。

1. 災害情報等の収集報告実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告するものとする。

2. 災害情報、災害報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が起りそうな状況の時から、被害が数的に判明する以前の間における災害に関するおおむね次のようなものをいう。

ア 災害のおそれのある異常な現象が生じた時、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

イ 災害の発生する直前に災害が発生しようとしている状況を通報するもの

ウ 災害発生前の災害防止対策、又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

エ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

(2) 災害報告

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

ア 災害報告

災害発生の直後、被害状況が判明次第逐次報告（通報）するもの及びさらに被害が続けて発生し、又は災害調査の結果により新しい状況が判明した度に速やかに報告するもの。

イ 災害確定報告

災害状況が確定した時、文書により報告（通報）するもの。

3. 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、その現象が水防に関する場合は水防機関（町役場）に、火災に関する場合は消防機関に、他の異常現象の場合は町長又は警察署長等に通報するものとする。

イ 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長等は、直ちに町長に通報するものとする。

ウ 町長の通報

異常現象を承知したら、直ちに次の関係機関に通報するものとする。

（ア）河川の漏水等水防に関するもの・・消防署、消防団、大隅地域振興局建設部

（イ）火災発生に関するもの・・・・・消防署、消防団

（ウ）その他異常気象により災害の発生が予想される隣接町及び予想される災害の対策実施機関

エ 町長の鹿児島地方気象台に対する通報要領

鹿児島県地域防災計画のとおり

オ 町内自治会長の収集通報

町内各自治会長は自治会内における次の災害情報を収集し、総務対策部に通報するものとする。

(ア) 河川の増水等災害が発生しそうな状況の場合

(イ) 自治会員の避難状況

(ウ) 災害が発生している時の状況

(エ) その他災害情報

カ 町長の災害情報の収集、通報

(ア) 町長は、各自治会内の災害の状況を迅速かつ的確に把握するために、各自治会単位で災害調査担当員を配置し、災害情報の収集にあたるものとする。

(イ) 総務課長及び関係機関は、各自治会長からの災害情報と町自体で把握しうる災害対策の実施状況等の情報を併せ、各関係機関に通報するものとする。

(2) 被害状況の集計及び報告

ア 各担当部は、被害状況の調査結果を総務対策部に報告するものとする。

イ 総務対策部及び各対策部は、調査結果が判明し次第定められた様式により、関係機関へ報告するものとする。

(3) 被害報告の様式

ア 総務対策部において町全体の被害を収集する災害報告の内容は別表（災害調査報告書）のとおりとする。

イ 各対策部において関係被害を収集報告する様式は、法令及び県その他の指示する内容を基に別に定めておくものとする。

(4) 災害記録の保存

災害に係る災害状況、気象関係記録、災害対策の概要、写真等の資料は総務課において保存するものとする。

(5) 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、別表のとおりとする。

別 表 災害報告の判定基準

1. 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は、死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。

2. 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

3. 負傷者

災害のため負傷し、医師の治療を受けたもの又は、受ける必要のあるもので次の区分によるものとする。

(1) 重傷者 1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。

(2) 軽傷者 1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

4. 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。

5. 非住家

住家以外の建物で他の項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

6. 公共建物

役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

7. 全壊（全壊、流出、埋没）

住家が滅出したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の 70%以上に達したもの又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。

8. 半壊

住家の損壊は甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、その住家の 20%以上 70%未満のもの又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

9. 一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

10. 床上浸水

住家の床以上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積が床以上となり一時的に居住することができないもの。

11. 床下浸水

住家の床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

12. 棟

独立した建物ごとに算定する。ただし、炊事場、浴場、又は便所が別棟である場合はこれらの生活に必要なものは合わせて算定すること。

12. 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位。

13. 被災世帯

住家の全壊、半壊、流出、埋没、焼失、床上浸水の被害を受けた世帯。

14. 被災者

被災世帯の構成員

第4節 災害通信計画

本計画は、災害に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受伝達の迅速確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものである。

1. 各種通信施設の利用

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

なお、通信施設の有効利用を図るため、管理者との間に利用方法等必要な事項を定め、災害時利用できるよう努めるものとする。

(1) 電話通信施設による通信

ア 普通電話による通信

通信施設の被災状況等により異なるが、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。

イ 非常電話の利用方法

災害時における「非常通話」による優先利用を図るため、平常時より最寄りの電話取扱局と連絡をとり、非常電話の指定を受けておくものとする。

ウ 電報による通信

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱を受け電報の優先利用を図るものとする。

「非常電報」を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて頼信する。

(2) 専用通信施設による通信

電話通信施設による通信ができなくなった場合、又は緊急通信にその必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。

ア 南大隅町防災行政無線

イ 鹿児島県防災行政無線

ウ 錦江警察署電話

エ 大隅肝属地区消防組合無線

オ 事前設置型特設公衆電話

(3) 非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生する恐れがある時で、有線通信、電報が不通となり利用できない時、通話が遠くはつきりしない時、又は通信が複そうして長時間かかるため非常通報の目的を達成できないときは、非常無線通信協議会の定める方法によって無線通信施設の利用を図るものとする。

(非常通報の内容、発信資格、注意事項等は鹿児島県防災計画のとおり)

(4) 関係機関連絡先・・・別紙資料参照

第5節 災害広報計画

本計画は、町民及び報道機関に対する災害情報被害状況等の広報活動及び関係機関との連絡体制について、必要な事項を定め災害広報の迅速を図るものである。

1. 広報担当と各対策部との連絡

(1) 町における災害情報、被害状況等災害に関する広報は総務対策部が行う。

(2) 各対策部において広報を必要とする事項は、全て総務対策部に連絡するものとする。

2. 情報収集

- (1) 総務対策部は、各対策部が把握する災害情報、その他広報資料を積極的に収集するものとする。
- (2) 必要に応じ災害現場の写真等により収集するものとする。

3. 町民に対する広報

災害情報及び応急対策等町民に周知すべき広報事項は、内容に応じて次の方法により迅速的確に行うものとする。

- (1) 防災行政無線及び有線放送
- (2) 広報車
- (3) Lアラート（災害情報共有システム）
- (4) 報道機関
- (5) 広報紙その他

4. 放送機関に対する広報の要請・公表

(1) 放送機関に対する災害情報の提供

「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、原則として、県総合防災システムを介して県に報告するとともに、Lアラートを通じた報道機関への情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

(2) 放送機関に対する広報の要請

放送機関に対する放送の依頼は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事を通じて行う。ただし、県との連絡が不可能な場合は、放送機関に対し直接放送を依頼し、事後、県に報告するものとする。

5. 報道機関に対する情報発表の方法

報道機関に対する情報発表は、総務対策部が行うものとする。

6. 災害広報の内容

広報の内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 気象情報及び気象警報の発令、又は解除
- (2) 災害対策（警戒）本部の設置、又は解除
- (3) 避難の勧告及び指示
- (4) 避難所の開設
- (5) 災害防止の事前対策と応急対策
- (6) 災害状況
 - ア 災害種別
 - イ 災害発生日時、区域
 - ウ 災害状況
- (7) その他必要と認める事項

第6節 避難計画

本計画は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において災害から住民を保護するため、町長等が行う避難指示等の基準要領等を定めて危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

1. 実施責任者

- (1) 町長は災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民の避難指示等の避難措置を実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合には、避難所の開設及び避難者の収容は知事の委任を受けた町長が行う。
- (3) 町内小中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難措置によるほか教育長の指示により学校長が実施する。ただし、緊急を要する場合、各学校長は教育長の指示を待つことなく実施できるものとする。
- (4) 各種法律に基づく関係機関の避難指示権限者
 - ア 避難指示
 - (ア) 洪水災害・・・・・・知事又はその委任を受けた職員
(水防法第22条)
水防管理者(町長)
(水防法第22条)
 - (イ) 地すべり災害・・・・・・知事又はその委任を受けた職員
(地すべり防止法第25条)
 - (ウ) 急傾斜地崩壊災害・・・町長(災害対策基本法第60条)
 - (エ) 全災害・・・・・・・町長(災害対策基本法第60条)
大隅肝属地区消防組合消防長
(地方自治法第153条第1項により委任)
警察官
(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
海上保安官
(災害対策基本法第61条)
災害派遣時の自衛官
(自衛隊法第94条)

イ 避難所の開設及び収容

避難指示後の避難者誘導は、避難指示者と町長が協力して行い、避難所の開設収容は、災害救助法が適用された場合には知事が行う。なお、知事が権限を委任した時、又は緊急を要し知事による実施を待つことのできない時は町長は知事の補助機関として行うものとする。この場合町長は緊急実施事項について直ちにその状況を知事に報告し、その処置について知事の指揮を受けるものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設収容は、町長が実施するものとする。

2. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準

災害が予測される場合、若しくは、災害が発生した場合に、避難指示等の発令が、情報の確認に時間を要したり、判断に躊躇したりすることにより遅れた場合は、対象地域の住民の生命に著しい危険が及ぶこととなる。避難の初動の遅れが生じないよう

にするために、定量的に判断するための基準を設定し、基準に合致した場合は、空振りを恐れず躊躇することなく避難指示等を発令し、住民の安全を確保する処置を講じる。また、判断基準に合致するかどうかの疑問が生じたり複合的な要因が生じたりする場合は、より早めで、かつ、より安全と考えられる判断基準を採用する。

災害の種類別の避難指示等の対象区域及び発令の基準は、次を原則とする。

(1) 洪水

ア 対象区域

(ア) 水位周知河川『雄川』

「雄川水系雄川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」において浸水すると想定されている地域

雄川の水防法に基づく基準水位は、次のとおり。

重要水防区域 河川名	水位測定 位置	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
雄川	根占川南北之口	2. 98m	4. 26m	4. 77m	5. 88m

(イ) その他の河川

河川周辺で洪水が発生した場合、被害が発生するおそれがある住家及び施設が所在する地域

イ 判断基準

(ア) 高齢者等避難

a. 水位周知河川『雄川』

(a) 水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合

(b) 水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、次のような急激な水位の上昇のおそれがある場合

① 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する予測の場合

② 雄川上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合

(c) 雄川流域において軽微な漏水・浸食等が発見された場合

(d) 洪水警報が発表され、かつ、洪水警報の危険度分布が警戒（赤）を示している場合

(e) 気象情報又は警報・注意報の中で、高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合

b. その他の河川

(a) 洪水警報の危険度分布が警戒（赤）を示している状態で、今後、上流域で大量又は強い雨が見込まれる場合

(b) 河川流域において軽微な漏水・浸食等が発見された場合

(c) 気象情報又は警報・注意報の中で、高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合

(イ) 避難指示

a. 水位周知河川『雄川』

(b) 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合

(c) 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次のような急激な水位の上昇のおそれがある場合

- ① 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する（基準Ⅲ程度まで達する）予測の場合
 - ② 雄川上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合
 - (d) 雄川流域において異常な漏水・浸食等が発見された場合
 - (e) 洪水警報の危険度分布が非常に危険（明るい紫）を示している場合
 - (f) 気象情報又は警報・注意報の中で、避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合
 - b. その他の河川
 - (a) 洪水警報の危険度分布が非常に危険（明るい紫）を示している状態で、今後も、上流域で大量又は強い雨が見込まれる場合
 - (b) 河川流域において異常な漏水・浸食等が発見された場合
 - (c) 気象情報又は警報・注意報の中で、避難指示の発令が必要となるような強い降雨伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合
- (ウ) 緊急安全確保
- a. 水位周知河川『雄川』
 - (a) 決壊や越水・溢水が発生した場合
 - (b) 水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合
 - (c) 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
 - (d) 洪水警報の危険度分布が極めて危険（濃い紫）を示している状態で、すでに洪水害が発生している、又は差し迫っているおそれが高いと判断される場合
 - b. その他の河川
 - (a) 決壊や越水・溢水が発生した場合
 - (b) 洪水警報の危険度分布が極めて危険（濃い紫）を示している状態で、すでに洪水害が発生している、又は差し迫っているおそれが高いと判断される場合
 - (c) 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

(2) 浸水害（内水氾濫）

ア 対象区域

大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝等が溢れて氾濫したり、河川の増水、高潮等により排水が阻まれたりすることにより、住宅・農耕地・道路等が浸水（冠水）するおそれがある地域であり、次の区域を対象とする。

(ア) 雄川下流域の平坦部

(イ) その他の河川・溪流・用水路等の周辺に位置し、地理的に平坦又は窪地なため、大雨による浸水被害が発生するおそれがある住家及び施設が所在する地域

イ 判断基準

(ア) 高齢者等避難

- a. 大雨（浸水害）警報が発表され、かつ、大雨警報（浸水害）の危険度分布が警戒（赤）を示している場合

- b. 低地において側溝、農耕地等の一部で冠水していることが確認され、引き続き水位が上昇するような大量又は強い降雨が見込まれる場合
 - c. 気象情報又は気象警報・注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨（浸水害）について警報級の可能性が高く、浸水被害が発生するおそれがある場合
- (イ) 避難指示
- a. 大雨警報（浸水害）の危険度分布が非常に危険（明るい紫）を示している場合
 - b. 対象区域において、一部の主要道路や家屋の浸水が確認され、引き続き水位が上昇するような大量又は強い降雨が見込まれる場合
 - c. 大雨（浸水害）警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- (ウ) 緊急安全確保
- a. 大雨警報（浸水害）の危険度分布が極めて危険（濃い紫）を示している場合
 - b. 家屋の床上浸水や道路の冠水により通行が困難となるような浸水害が確認されたか、又は水位の上昇により浸水害の発生が差し迫っていると判断される場合

(3) 土砂災害

ア 対象区域

次に示す区域にあって、土砂災害警戒判定メッシュ情報（5 kmメッシュ）において、危険度が高まっているメッシュと重なる区域を対象とする。

- (ア) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」
(イ) 鹿児島県調査による「土砂災害危険個所」
(ウ) 土砂災害警戒区域・危険個所等以外の場所であって、これら区域等に隣接する区域

イ 判断基準

(ア) 高齢者等避難

- a. 大雨（土砂災害）警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において、警戒（赤）を示している場合（県河川砂防情報システムの土砂災害危険度判定がレベル2の状況）
- b. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定される場合
(旧国道269号線伊座敷～浮津／連続雨量200mmで規制)
- c. 気象情報又は警報・注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨（土砂災害）について警報級の可能性が高く、土砂災害警戒情報発表の基準に達するような降雨が予想される場合

(イ) 避難指示

- a. 土砂災害警戒情報が発表された場合
- b. 土砂災害警戒判定メッシュ情報において、非常に危険（明るい紫）を示している場合（県河川砂防情報システムの土砂災害危険度判定がレベル3の状況）
- c. 大雨（土砂災害）警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

d. 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量変化等）が発見された場合

（ウ）緊急安全確保

a. 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報において、極めて危険（濃い紫）を示している場合（県河川砂防情報システムの土砂災害危険度判定がレベル4の状況）

b. 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに、記録的短時間大雨情報が発表された場合

c. 土砂災害が発生した場合

d. 前兆現象（山鳴り・流倒木の流出等）の発生が確認された場合

e. 避難指示等による立退き避難が十分でなく、土砂災害が発生する危険が差し迫ったと判断される場合

※ 土壤雨量指数及び流域雨量指数については、鹿児島県河川砂防情報システムの「スネーク判定図」及び公共機関向け防災情報提供システムの「流域雨量指数の予測値」を活用し、避難行動の実施時期、対象区域を適切に判断する。

（4）高潮

ア 対象区域

（ア）高潮時、海岸堤防等を越えた波浪や、堤防決壊等により流入した氾濫水等が家屋等を直撃すると想定した海岸堤防等から陸側への一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋等）

（イ）以下に示す、潮位が海岸堤防等の高さを超えた場合や堤防の決壊等で氾濫した場合に、浸水等が想定される範囲

a. 浸水深が、概ね0.5mを超える区域の平屋家屋

b. 浸水深が、概ね3mを超える区域の2階建て家屋

c. 泛濫水が閉塞する等のため長期間深い浸水が続くと想定される区域

d. 下水道工事等地下で作業を実施している場所

e. 道路のアンダーパス等、周囲に比べて低くなっている場所

イ 判断基準

（ア）高齢者等避難

a. 気象情報又は気象警報・注意報の中で、高潮について警報級の可能性が高い旨言及されている場合

b. 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で暴風域がかかる又は台風の接近が見込まれ、潮位の上昇及び波浪による被害が想定される場合

c. 気象情報若しくは気象庁の記者会見等により、「伊勢湾台風」級の台風が接近し、特別警報の発表の可能性がある旨周知された場合

（イ）避難指示

a. 高潮警報または高潮特別警報が発表された場合

b. 気象情報又は警報・注意報の中で、高潮について警報級の可能性が高い旨言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合

c. 気象情報又は警報・注意報の中で、夜間～翌日早朝に警報級の可能性が高い旨言及された場合

※ 台風等による暴風が警報級となる時間帯は、暴風のため避難できなくなるおそれがあるため、その前に避難を指示する留意が必要

(ウ) 緊急安全確保

- a. 海岸堤防等が倒壊した場合
- b. 水門・陸閘等が閉鎖できない等の異常が確認された場合
- c. 異常な越波、越流が発生した場合
- d. 現に浸水が発生したと推測される場合

3. 避難指示等の実施要領

- (1) 町長の避難措置は、原則として高齢者等避難、避難指示の2段階に分け実施するものとするが、状況により段階を経ず直ちに避難指示を行うものとする。
- (2) 高齢者等避難の発令は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避けるようにし、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等避難期間に応じた準備を勧告するものとする。
- (3) 町長は避難の指示を行った時、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けた時は、知事（県危機管理防災課長及び大隅地域振興局総務企画部長）に報告、又は通知するもとともに、放送機関へ情報提供することとし、担当は総務対策部とする。
- (4) 避難措置の実施に関しては、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月）の趣旨を踏まえ、具体的な基準を設定するとともに、平常時から非常時優先業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

4. 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により周知徹底を図る。その際、複数の手段、伝達責任者の確保に努める。

- (1) 関係者による直接口頭、又は拡声器による伝達
- (2) 防災行政無線による伝達
- (3) サイレン、鐘による伝達
- (4) 広報車の呼びかけによる伝達
- (5) 有線放送、電話、ファックス、特使等による伝達
- (6) 報道機関による伝達
- (7) エリアメール、町HP、町公式ツイッターによる伝達

5. 避難指示等の発令時における住民に求める行動

- (1) 高齢者等避難
 - ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。
 - ・ その他の住民は、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
 - ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
- (2) 避難指示
 - ・ 指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。

- ・ 指定緊急避難場所への立退き避難がかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

(3) 緊急安全確保

- ・ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定緊急避難場所へ緊急に避難する。
- ・ 指定緊急避難場所への立退き避難がかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

6. 避難の方法

(1) 避難の誘導

- ア 各地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防分団が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。
- イ 避難場所への経路は災害の状況等によって誘導責任者が適宜決定するものとするが、この場合、次の事項について十分留意するものとする。
 - (ア) 暴風の場合、できるだけ山かけ、堅牢な建物に沿った経路を選ぶこと。
 - (イ) 豪雨の場合、崖下及び低地等危険な場所を避けること。
- ウ 誘導にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。
 - (ア) 避難場所が遠距離の場合、あらかじめ集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようする。
 - (イ) できるだけロープその他の資機材を利用し、安全の確保に努めること。
 - (ウ) 避難経路中の危険個所には標識、なわ張りをするか誘導員を配置する。
 - (エ) 携帯品や幼児等はできるだけ背負い、行動の自由を図るよう指導すること。

(2) 避難の順位

- ア いかなる場合においても、老人、幼児、心身障害者、傷病者、婦女子を優先して行うものとする。
- イ 地域的避難の順序は、災害発生の時期、状況等を客観的に判断の上、先に災害が発生すると予想される地域内の居住者を優先するものとする。

(3) 携帯品の制限

- 避難誘導員は、避難者の退避にあたり、次の事項に留意し携帯品を必要最小限度に制限し、円滑な退避について適宜指導するものとする。
- ア 携帯品は必要最小限度の食糧、衣料、日用品、医薬品類とする。
- イ 避難が比較的長期にわたると予想される場合の携帯品は、避難中における生活の維持に役立てるため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮して決定する。

7. 避難所の設置

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所

- 地域別、指定緊急避難場所及び指定避難所は別表のとおりとする。指定緊急避難場所及び指定避難所については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用した誘導標識を設置し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。なお、災害の状況により避難場所を変更した時はその都度周知を図るものとする。

また、指定した避難所への避難に時間要する地域においては、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

(2) 指定避難所の開設及び管理

ア 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備に努める。

また、指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課、町民保健課、及び介護福祉課が連携し、検討のうえ必要な整備に努める。

ウ 指定避難所において、救護施設、貯水槽・井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者の災害情報入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

エ 指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するための非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備え、備蓄倉庫、情報通信機器、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備について考慮する。

オ 開設する指定避難所は災害対策本部が決定し、開設後、指定避難所の管理は介護福祉対策部が行い、職員を常駐させて収容者の保護にあたるものとする。

カ 避難所駐在員は、避難状況及び指定避難所内の状況を記録し、適宜報告するものとする。

キ 避難所が不足する場合は、一時的に被災者を受け入れるため、屋外に受け入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ク 高齢者や障害者等に対しては状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、できるだけ社会福祉施設等の福祉避難所に収容するものとする。

ケ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実に努める。

コ 指定避難所の運営等については、避難所運営に関するマニュアル及び新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルの作成及び訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努めるものとする。また、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から総務課、町民保健課、及び介護福祉課が連携して、必要に応じホテルや旅館等の活用等を含め、避難所における避難者の過密抑制対策、及び被災地における感染症の発生・拡大が見られる場合に必要な措置について検討しておく。

サ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めておく。

(3) 広域的避難収容・移送

- ア 町内の指定避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難に関する支援を県に要請する。
- イ 広域避難を要請した場合は職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- ウ 県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに指定避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。
- エ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、受け入れた市町村は運営に協力する。

(4) 指定避難所、避難路の安全点検

- 指定緊急避難場所の指定や指定避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。
- 避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

8. 自主避難体制の整備

(1) 町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等の住民の自主避難について、広報誌をはじめとしてあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

また、住民においても、自ら危険と判断した場合には隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心がけるものとする。

(2) 避難予定場所・・・別紙参照

(3) 災害救助法による避難所の開設及び内容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設収容は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

9. 小中学校児童生徒の集団避難

町内の小中学校児童生徒の集団避難計画は、次によるものとする。

(1) 実施の基本

- ア 教育長は、町内各小中学校の集団避難計画の大綱を示し、各学校長はこれに基づき学校の実情に適した具体的計画を作成しなければならない。
- イ 前記計画の作成にあたっては、児童生徒の心身の発達過程を考慮するとともに、生命の安全、健康の保持に重点を置かなければならない。

(2) 実施方法

- ア 教育長は災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- イ 学校長は教育長の指示に基づき、または緊急を要する場合は自らの判断により児童生徒を安全な場所に避難させなければならない。
- ウ 児童生徒が学校の管理外にある場合は、教育長は状況を判断の上臨時休校の措置を講ずるものとする。

(3) 実施要領

- ア 教育長の避難指示等は、町長の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施すること。
- イ 教育長の避難指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順に指示すること。

- ウ 児童生徒の避難順位は低学年、疾病、特別支援を優先して行うこと。
- エ 避難が比較的長期にわたると判断されたときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すこと。
- オ 災害の種別状況等を想定し、集団避難の順序経路等をあらかじめ定めておくこと。

(4) 留意事項

- ア 教育長の各学校への通報連絡は迅速、確実に行われるようにならねてから連絡網を整備しておくこと。
- イ 学校長はおおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようすること。
 - (ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - (エ) 児童生徒の携行品
 - (オ) 書類、備品の搬出計画
- ウ 危険な校舎、2階建以上の校舎については、特に普段から非常口の使用等につき訓練しておくこと。
- エ 災害が学校内またはその付近で発生した場合は、学校長は速やかに関係機関に通報すること。
- オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によること。
 - (ア) 教師の誘導を必要とする場合は、自治会ごとに安全な場所に誘導すること。
 - (イ) 自治会ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、危険個所（崖崩れ、危険橋等）の通行を避けるなど必要な指示を与えること。
- カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に徹底しておくこと。
- キ 学校長は火災、台風等の災害種別に応じた避難訓練をかねてから実施しておくこと。

(5) 避難場所

- ア 教育長は南大隅町地域防災計画等を基にして、災害種別、程度に応じた学校別の避難場所を定めるものとする。
- イ 学校が南大隅町地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒はその保護者に引き渡すものとする。

10. 災害時要援護者の避難支援について

高齢者等の災害時要援護者の避難支援については、「南大隅町災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、支援体制を図るものとする。

11. 土砂災害の警戒避難体制

(1) 避難指示の発令基準

- ア 豪雨の場合
豪雨が続き、災害の発生が予想され、生命身体の危険が強まってきたとき。

(連続雨量 150 mm以上となり更に今後も雨量が見込まれる場合、又は時間雨量 50 mm以上の雨量が見込まれ、更に連続して降雨がる場合などが考えられる)

	第1次配備	第2次配備
前日までの連続雨量が 100 mm以上あった場合	当日の日雨量が 50 mmを超えたとき	当日の日雨量が 50 mmを超え時間雨量が 30 mm以上の強い雨が予想されるとき
前日までの連続雨量が 40～100 mm場合	当日の日雨量が 80 mmを超えたとき	当日の日雨量が 80 mmを超え、時間雨量が 30 mm以上の強い雨が予想されるとき
前日までに降雨ない場合	当日の日雨量が 100 mmを超えたとき	当日の日雨量が 100 mmを超え、時間雨量が 30 mm以上の強い雨が予想されるとき

(消防庁通知による警戒態勢をとる場合の基準雨量)

イ その他の場合

警戒体制が続き、周囲の状況や土砂災害警戒情報、土砂災害発生予測システム、河川警報システム等の危険指標を考慮し高齢者等避難段階より悪化し、相当危険が強まった時。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について

土砂災害から人命を守るために、土砂災害のおそれのある区域等についての危険周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制などに努める。

本県による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域では、土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難及び救助等、警戒態勢避難に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害マップ等）を配布その他必要な措置を講じることとする。また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び情報の伝達方法を定めるものとする。

(平成21年9月29日指定分まで)

	急傾斜	土石流	計
根占地区	122 (122)	109 (66)	231 (188)
佐多地区	123 (123)	122 (112)	245 (235)
町計	245 (245)	231 (178)	476 (423)

※ () 内は土砂災害特別警戒区域の箇所数

※ 区域番号、区域名等については、資料編に掲載

ア 避難指示等の発令対象区域

自治会（自主防災組織）や事業所毎とする。

イ 情報の収集及び伝達体制

情報の収集については、鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同発表する「土砂災害警戒情報」に特に注意するとともに、土砂災害発生予測情報システムなどによる危険指標や消防団、自治会（自主防災組織）等から入る土砂災害の前兆現象等の情報を収集する。

住民への伝達方法については、第6節第4項「避難指示等の伝達方法」によるものとする。

ウ 避難所の開設・運営

- (ア) 避難所の開設及び管理は介護福祉対策部が消防団と協力しながら行い、避難所を開設したときは職員を駐在させて避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。
- (イ) 避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し適宜、総務対策部長、介護福祉対策部長に適宜報告するものとする。
- (ウ) 要援護者のための二次避難所の指定や社会福祉施設等の協力をもらい福祉避難所として指定していく。
- (エ) 避難所においてはプライバシーの確保や男女双方の視点に配慮した避難所運営管理等の避難生活整備の充実に努める。
- (オ) 激甚災害に指定される様な災害が発生した場合は、極限状態の中で、被災者が避難所でかなりの期間、共同生活を営むことが予想される。その場合には、行政担当者などの協力を受けながら、被災者自身が力を合わせて、避難所での生活の迷惑や混乱をできるだけ予防し、減少できるようにすることが基本となります。

「南大隅町避難所運営マニュアル」を参考に地域の事情にあわせた、避難所の開設・運営に努める。(健康、メンタルケアについては第3章第13節第2-2「被災者の健康状態の把握」によるものとする。)

エ 災害時要援護者への支援

町は「南大隅町災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、関係機関と協力しながら作成し下記の点に留意し、また、地域の実情に応じた災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組む。

- (ア) 一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、身体障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護避難については、日頃から対象者の把握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び避難誘導方法について特に配慮するものとする。
- (イ) 避難所においては、高齢者や身体障害者などの設備や備品についても配慮に努めるものとする。
- (ウ) 外国人等に対しては、登録の際などに防災についてのパンフレット等を配布するとともに避難所の表示板についても多言語化を推進していくものとする。

オ 救助体制については、「第3章第7節 救助・救急体制の整備計画」及び「第3章19節 自衛隊の災害派遣要請計画」によるものとする。

カ 防災意識の向上

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された住民に対して、土砂災害マップの配布やその他の広報媒体を通じて、今居住している地域は土砂災害が発生する恐れのある地域であることを認識してもらう。

また、自治会や自主防災地域が土砂災害に対する避難訓練を実施するよう働きかけていくとともに、支援を行う。

土砂災害警戒区域毎の避難の体制整備について

自治会名	伝達方法	自主防災組織	避難誘導担当消防分団	避難所	土砂災害防止法の指定年月日
今市	防災無線	○	神山分団	町体育館	H20.12.2
浜馬場	〃	○		町武道館	H20.12.2

宮 原	〃	○		神山小学校	H20. 12. 2
横馬場	〃	○		J A根占支所	H20. 12. 2
針馬場	〃	○		老人福祉センター	H20. 12. 2
古 殿	〃	○		川南地区公民館	H20. 12. 2
入ヶ山	防災無線	○			H20. 12. 2
貫 見	〃	○			H20. 12. 2
西 本	〃	○			H20. 12. 2
浦	〃	○			H20. 12. 2
川 原	〃	○			H20. 12. 2
瀬 脇	〃	○			H20. 12. 2
溝 口	〃	○			H20. 12. 2
馬場川	〃	○			H20. 12. 2
諏訪上	〃	○			H20. 12. 2
南 谷	〃	○			H20. 12. 2
榛	〃	○			H20. 12. 2
北之口	〃	○			H20. 12. 2
山本新町	〃	○			H20. 12. 2
久保下	〃	○			H20. 12. 2
中 原	〃	○			H20. 12. 2
上之河原	〃	○			H20. 12. 2
尾之上	〃	○			H20. 12. 2
北川内	〃	○	城内分団	農村集落多目的共同利用施設	H20. 12. 2
中別府	〃	○			H20. 12. 2
丸 峯	〃	○	宮田分団	旧宮田小学校	H20. 12. 2
大浜上	〃	○			H20. 12. 2
大浜中	〃	○			H20. 12. 2
大浜下	〃	○			H20. 12. 2
原	〃	○			H21. 9. 29

自 治 会 名	伝達方法	自主防災組 織	避 難 誘 導 担当消防分団	避 難 所	土砂災害防止法 の指定年月日
舟 木	〃	○	宮田分団	旧宮田小学校	H21. 9. 29
茎	〃	○	登尾分団	旧登尾小学校	H21. 9. 29
下 園	〃	○			H21. 9. 29
大 川	〃	○		大川公民館	H21. 9. 29
野尻野	〃	○	旧辺田別府分校	横ビュ一高原ふれ あい館	H21. 9. 29
高 田	〃	○			H21. 9. 29
栗之脇	〃	○	滑川分団	横ビュ一高原ふれ あい館	H21. 9. 29
赤瀬川	〃	○			H21. 9. 29
大柄根	〃	○			H21. 9. 29
滑 川	〃	○			H21. 9. 29
門 木	〃	○			H21. 9. 29
大竹野下	〃	○			H21. 9. 29
大竹野上	防災無線	○			H21. 9. 29

大 野	〃	○			H21. 9. 29
浜 上	〃	○	中央分団	佐多交流施設	H20. 12. 2
浜 下	〃	○		山村開発センター	H20. 12. 2
麓	〃	○		佐多小学校	H20. 12. 2
上之園	〃	○		第一佐多中学校	H20. 12. 2
西 方	〃	○			H20. 12. 2
垂 水	〃	○			H20. 12. 2
浮 津	〃	○			H20. 12. 2
片野坂	〃	○			H20. 12. 2
瀬戸山	〃	○			H20. 12. 2
東山崎	〃	○	馬籠分団		H20. 12. 2
川田代	〃	○			H20. 12. 2
下 岩	〃	○			H20. 12. 2
島 泊	〃	○		島泊体育館 佐多交流施設	H20. 12. 2
上 村	〃	○	郡分団	旧郡小学校	H20. 12. 2
岩 下	〃	○			H20. 12. 2
郡 麓	〃	○			H20. 12. 2
郡 上	〃	○			H20. 12. 2
坂 元	〃	○			H20. 12. 2
川田原	〃	○			H20. 12. 2
針 山	〃	○			H20. 12. 2
浜 尻	〃	○			H20. 12. 2
松 山	〃	○			H20. 12. 2
折 山	〃	○			H20. 12. 2
辺塚西	〃	○	辺塚分団	旧辺塚小学校	H20. 12. 2
辺塚東	〃	○			H20. 12. 2
打 詰	〃	○			H20. 12. 2

自 治 会 名	伝達方法	自主防災 組 織	避 難 誘 導 担当消防分団	避 難 所	土砂災害防止法 の指定年月日
尾波瀬	〃	○	大泊分団	旧大泊小学校	H21. 9. 29
大 泊	〃	○			H21. 9. 29
田 尻	〃	○			H21. 9. 29
外之浦	〃	○			H21. 9. 29
間 泊	〃	○	郡分団 (竹之浦班)	旧竹之浦小学校	H21. 9. 29
竹之浦	〃	○			H21. 9. 29
古 里	〃	○			H21. 9. 29
菖 栄	防災無線	○	大中尾分団	旧大中尾小学校	H21. 9. 29
川 南	〃	○			H21. 9. 29
川 北	〃	○			H21. 9. 29
百 引	〃	○			H21. 9. 29
つじみ保育園	24-3765		神山分団	町体育館 町武道館	H20. 12. 2
ねじめ幼稚園	24-2149				H20. 12. 2

神山小学校	24-2015			神山小学校 J A根占支所 老人福祉センター 川南地区公民館	H20. 12. 2
根占中学校	24-2216				H20. 12. 2
特養蒼水園 G H蒼水園 ディサービス	24-3100				H20. 12. 2
G Hゆうとみい	28-1755				H20. 12. 2
社福大隅の園	24-2517				H20. 12. 2
特養真寿園 ディサービス	26-1310		馬籠分団	佐多交流施設 山村開発センター 佐多小学校 第一佐多中学校	H20. 12. 2
G H共生	28-4884		郡分団 (竹之浦班)	旧竹之浦小学校	H21. 9. 29

第7節 救助・救急体制の整備計画

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する必要がある。

1. 救助・救急体制の整備

- (1) 町内で予想される災害に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の確保や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (2) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (3) 土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助に対応するとともに、必要な重機を確保するため、建設業等関係団体との連携を図る。

2. 孤立化自治会対策

- (1) 孤立化のおそれのある集落の把握

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される自治会について事前の把握に努める。
- (2) 孤立化の未然防止対策
 - ア 孤立化のおそれのある自治会においては、自治会長会を通じて災害発時における防災情報の提供体制を整備する。
 - イ 自治会内の駐在所等の公共機関の持つ連絡手段の状況について、事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
 - ウ 孤立化のおそれのある自治会において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を選定、確保する。
 - エ 孤立化のおそれのある自治会については、災害危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組むため、県等の関係機関と道路整備状況等について、情報交換を行う。
- (3) 孤立化した場合の対応

- ア 孤立化した自治会が発生または発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- イ 避難所の開設や飲料水、食事等の生活物資を確保する。
- ウ 連絡手段の確保のため、N T Tに対し衛星携帯電話の提供や避難所等に事前設置型特設公衆電話の設置を要請する。
- エ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、住民への交通規制情報を提供する。
- オ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら迅速に実施する。

第8節 消防計画

本計画は、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう活動の組織、方法及び関係機関との協力体制の確立等について定め、もって消防活動の円滑な実施を図るものである。

1. 消防組織

(1) 消防団の組織

町の消防団は、消防団長以下300名とし、その区分は次のとおりとする。

団長	1名
副団長	2名
分団長	13名
副分団長	13名
部長	24名
班長	44名
団員	203名

(2) 消防団の部隊編成

町消防団を地域別に、神山、宮田、登尾、滑川、城内、中央、馬籠、島泊、大泊、郡（竹之浦班）、大中尾、辺塚の12分団1班に編成する。

2. 火災活動

(1) 火災予防活動

ア 火災警報発令時の対策

火災警報が発令された場合は、各分団長は機械器具の整備点検を充分に行い、常に出動の態勢を整えておかなければならない。

イ 危険区域の予防査察

火災危険区域の火災予防のため、所轄分団は隨時消火栓、防火水槽等消防水利の点検整備を実施する。

(2) 消火活動

消防団の消火活動については、別に定める消防計画により、迅速かつ統制ある消防活動を行わなければならない。

(3) 火災以外の消防活動

ア 災害応急対策活動

災害応急対策のため出動を命じられた場合は、直ちに現場に出動し、団長の指揮により活動しなければならない。

イ 被災者救出及び死体搜索活動

別記計画による。

ウ その他の活動

町長、又は団長の指示、命令により活動するものとする。

3. 相互応援協定

別紙応援協定による

第9節 食糧計画

本計画は、災害時に被災者及び災害応急対策員等に、炊出し又は食品の給与、又は供給する食糧について、救助に必要な食糧の確保とその供給の確実を期するものである。

1. 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達供給は町長が行うものとする。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む）
食糧の調達は経済対策部を担当とし、配給は介護福祉対策部を担当とする。

2. 応急配給の取扱及び方法

（1）通常の場合の調達

- ア 町長は、災害時に次の給食を実施しようとする時は、知事に対し主食の応急配給申請を行い、供給を受けるものとする。
 - (ア) 被災者に対し、炊出しによる給食を必要とする時。
 - (イ) 災害により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある時。
 - (ウ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある時。
- イ 応急配給申請は文書によるが、緊急の場合は電話で行う。
- ウ 応急配給申請にあたっては、必要数量とこれの基礎となる被災者数、災害応急対策員数等、所要事項を連絡するものとする。なお、供給数量の算定にあたっては1人あたり配給数量を基準とする。
 - (ア) アの(ア)の場合 1食あたり精米200グラムの範囲内
 - (イ) アの(イ)の場合 1食あたり精米400グラムの範囲内
 - (ウ) アの(ウ)の場合 1食あたり精米300グラムの範囲内

エ 受領要領

- (ア) 町長は県に所要数量を報告し、県の指定する販売業者から米穀を買い取り調達する。
- (イ) 災害救助法が発動され、政府倉庫の保管米の配給を受ける場合は、知事と九州農政局鹿児島農政事務所長との売買契約に基づき、政府倉庫の責任者から現物の交付を受ける。

（2）緊急の場合の調達

町長は、通信交通等の途絶により知事に応急配給申請ができない場合は、九州農政局鹿児島農政事務所地域第二課に対して申請するものである。

3. 他の主食、副食物及び調味料の調達

他の主食、副食物及び調味料については、町内の関係業者より広く調達する。

4. 炊出し方法

- (1) 炊出しの実施は、避難所に近い適当な施設を利用するものとする。
- (2) 炊出しは、本部の要請による介護福祉対策部が日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。
- (3) 炊出しの場所には本部の職員等責任者が立会し、その実施に関し指導するとともに関係事項を記録するものとする。

5. 災害救助法による基準

炊出し、その他による食品の給与は次のとおりである。

- (1) 炊出し、その他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水等のため炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。
- (2) 炊出し、その他による食品の給与を実施するため、支出する費用は、主食費、副食費及び燃料費とし、1人1日950円以内とする。
- (3) 炊出し、その他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

6. 主食の調達連絡場所

(1) 知事及び食糧事務所

連絡場所	所在地	連絡番号
鹿児島農政事務所鹿屋地域センター	鹿屋市西原4-5-1	0994-43-4136
鹿児島県農産園芸課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
大隅地域振興局農林水産部	鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-3108

(2) 主食の在庫場所

在庫場所	所在地	常時在庫量	電話番号
Aコープなんぐう店	根占川北1729		24-2232
石走商店	根占辺田4129		24-4407
農協根占支所	根占川北1729		24-3131
Aコープ佐多店	佐多伊座敷4081		26-2166

在庫場所	所在地	常時在庫量	電話番号
田中商店	佐多伊座敷3978		26-0106
山下商店	佐多馬籠1813-3		26-0210
大迫商店	佐多馬籠909		27-3005
日高商店	佐多馬籠935		27-3208
大迫健一商店	佐多馬籠458		27-3413
西村商店	佐多郡1959-1		26-1871
山下商店	佐多伊座敷5929-417		26-4606

第10節 衣料・生活必需品等物資供給計画

本計画は、被災者に対する衣料、寝具その他生活必需品等物資の確保に努めるとともに、これらの適切な配給を実施するためのものである。

1. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は町長が行うものとする。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む）

2. 資の調達

- (1) 町長は、被災者に物資を給与するための必需品物資は、広く町内販売業者により調達する。
- (2) 災害救助法が適用された場合における災害救助法の基準による衣料、寝具の調達は、知事（県社会福祉課）からの給与による。

3. 物資の供給

- (1) 納入又は貸与の対象者

納入又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）・流失、埋没又は床上浸水で生活上必要な家屋が損失又は毀損し、日常生活を営むことが困難なものに対して行う。

- (2) 納入又は貸与の内容

災害救助法が適用された場合における救助物資の給貸与は法の基準によるものとするが、その他の場合は、必要に応じて給与するものとする。

- (3) 納入又は貸与の方法

ア 介護福祉生対策部において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、購入については企画観光対策部に調達を要請する。

イ 物資の給与は介護福祉対策部において物資支給責任者を定めて、自治会長の協力を得て実施する。

4. 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 町に送付されてきた義援物資類の保管は、介護福祉対策部において適宜保管場所を定めて保管し、金品については会計対策部において保管する。

- (2) 物資、金品等の配布については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画をたてて配分する。

5. 災害救助法による基準

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

- (1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全半壊（焼）・流失又は床上浸水により生活上必要な家財を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

- (2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現品を持って行う。

ア 被服、寝具及び身廻品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第11節 応急仮設住宅建設及び住宅の応急修理計画

本計画は、災害により住宅を失い、又は破損し自力で復旧できない者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の実施につき必要な事項を定めるものとする。

第1 住宅の確保・修理

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は町長が行う。

(災害救助法適用時において知事の委任を受けた場合を含む)。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画、実施、入居等は介護福祉対策部が行ない、建設、修理の実施は総務対策部が行う。

2. 応急仮設住宅の設置

(1) 応急仮設住宅入居対象者

応急仮設住宅に入居収容する被災者は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自力で住家を建設できない者とする。

(2) 建設戸数、規模その他

応急仮設住宅の建設戸数、1戸当たりの建坪、費用の限度額、供与期間等は災害救助法の基準に基づき、その都度決定する。

(3) 建設用地

応急仮設住宅の建設地は、原則として町有地とするが、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等を考慮のうえ、町長が決定する。なお、私有地については所有者と十分協議のうえ実施する。

(4) 応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設は、介護福祉対策部の要請により総務対策部が実施する。建設方法は外注とし原則として競争入札とする。資材は請負業者持ちとするが、災害の状況により業者の調達が困難な場合は、町長は資材の提供又は斡旋を行なう。

3. 住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊又は半焼し自らの資力で応急修理をすることができない者とする。

(2) 応急修理の方法

応急修理は居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を対象とし応急仮設住宅の建設の方法に準じて修理を行う。

4. 災害救助法による基準

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設、供与及び応急修理は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ国・県・近隣市町村との協議、連携を図りつつ、相互協力、支援を行うものとする。

第12節 給水計画

この計画は、給水施設の被災に際し、用水の確保を図るため応急給水の諸方法を定めて被災地に対する給水の円滑を期するものである。

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む）担当は建設対策部とする。

2. 給水対象者

給水対象は、災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲料に適する水を得ることができない者であること。

3. 給水施設の応急復旧及び給水活動

給水施設等の応急復旧に際しては、早期給水を図るため、必要最小限度の用水確保を目的に実施するものとし、特に病院及び共用栓等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

また、建設対策部においては次のような復旧班を編成し、応急措置、復旧作業及び被災者の救援活動を実施するものとする。

班名	責任者	業務
水道復旧班 (建設対策部)	建設課長	1. 復旧作業計画の策定及びその総合調整に関する事 2. 水道施設の防護、復旧作業の実施に関する事 3. 指定工事店に対する応援の要請に関する事 4. 災害区域内の使用者に対する広報活動に関する事 5. 給水状況の把握に関する事 6. 応急給水の実施に関する事 7. 給水の衛生に関する事

4. 給水量

被災地における最低給水量は1人1日20リットルとするが、状況に応じて給水量を増減する。

5. 災害救助法による基準

- (1) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (2) 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具等の借上費修繕費及び燃料費並びに上水用の薬品及び資材費、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 飲料水の供給が実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第13節 医療計画

本計画は、災害の混乱時における応急的医療の円滑な実施と事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活が長期化した場合の、被災地住民に対する医療の確保を図るものである。

第1 緊急医療の実施

1. 実施責任者

災害のため医療の途を失った者に対する緊急医療は、関係機関の協力を得て町長が行う（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む）。担当は、町民保健対策部とする。

2. 実施方法

緊急医療の実施は、町民保健対策部により行う。

（1）救護班の編成

ア 町民保健対策部救護班は、町内医療機関の協力を得て次のとおり編成する。

医師1名、保健師・看護師2名、事務員1名、連絡員1名、計6名をもつて編成する。

イ 町内医療機関等・・・別紙参照

（2）仮設救護所の設置

災害の規模、負傷者等の数により、災害発生地区の最寄りの公的施設に仮設救護所を設置するものとする。

（3）緊急医療活動に必要な資材等の調達

緊急医療の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき町民保健対策部において調達する。町内で調達不能の場合は、鹿屋保健所又は、県薬務課に調達斡旋の要請を行うものとする。

3. 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の医療機関への後方搬送について、町は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

（1）搬送先の被災状況の有無、程度。

（2）搬送先までの、道路状況、ヘリポートの状況等。

4. 輸送車両等の確保

輸送に必要な車両は町有車両を使用し、船艇、航空機等については、必要に応じ関係機関へ要請するものとする。

第2 医療

1. 被災地における医療ニーズの把握

町は、以下の情報を収集し医療救護活動を迅速、的確に実施する。

（1）避難所での医療ニーズ

（2）医療機関、薬局の状況

（3）被災地での医薬品、対応人員の確保状況

（4）負傷者の発生状況

2. 被災者の健康状態の把握

町は、被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

（1）必要に応じて避難所に救護所を設ける。

（2）必要に応じ保健師等による巡回相談を行う。

3. 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

（被災状況の把握と避難所、被災地域の保健活動）

町は被災地の状況を把握するとともに、被災者が避難所等における生活環境の激変に対し体調不良をきたす可能性が非常に高いことを鑑み、早急に保健活動方

針と方法を決定し、それに基づき避難所、地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(1) 全住民（精神疾患を含む）を対象とした災害時のメンタルケア

ア 被災状況に応じて避難所に救護所を設ける

イ 避難者（特に高齢者や障害者、乳幼児、妊婦）の健康状態の把握と関係機関一体となった相談体制の確立や必要に応じて福祉施設等への入所の配慮を行う

ウ 避難所生活における予防パンフレット（エコノミー症候群や熱中症、心身症予防等）の配布及び相談連絡先の掲示

エ 保健師、看護師による避難所および被災者に対する巡回相談の実施

オ 広報誌、防災行政無線による被災者への情報提供

カ 教育委員会、学校との連携による小中学校の児童生徒へのカウンセリングの実施並びに児童相談センターと連携した心のケアを図る

キ 精神疾患患者については、保健所を拠点とした精神相談班を編成するとともに関係機関との連携を図る

ク ストレス症状の長期化、悪化、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）、うつ病、アルコール依存症等の人を適切な関係機関（専門機関）への橋渡しを行う

(2) 災害対策要員のメンタルケア

災害対策要員は、精神的にも肉体的にも過度の疲労を抱えることとなることから職員等の心身の健康維持のため、ストレス軽減対策を図る。

第14節 防疫、清掃計画

本計画は、災害時における被災地の防疫及び清掃の実施につき必要な事項を定めるものとする。

第1 防疫

1. 実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行うものとする。

防疫の担当は、町民保健対策部とする。

2. 防疫班の編成

防疫実施のため防疫班を編成するものとし、町民保健対策部を中心に一班4名とする。

3. 防疫の実施

(1) 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする

なお、消毒に要する1戸あたりの使用薬剤の基準はおおむね次のとおりである。

災害の程度	薬品名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む)	200g	6kg	200g

床下浸水	50 g	6 kg	200 g
------	------	------	-------

(注) 特に床上浸水地域に対しては、被災の直後に衛生組織等を通じて各戸クレゾール及びクロールカルキを配布して、床、壁拭浄、手洗い設備の設置、便所の消毒及び飲料水（井戸）生野菜等の消毒を指導する。

(2) ねずみ族、こん虫等の駆除

知事が定めた地域内で知事の命令に基づきねずみ族、こん虫等の駆除を実施するものとし、実施要領は、伝染病予防法施行規則第27条の2から第27条の5までに定めるとおりとする。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次の基準により積算した総量とし、罹災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。

薬剤の種類等 災害の程度	薬品名		
	有機燐剤（室内、床面、床上）		オリソヂクロール ベンゾール剤 (便所)
床上浸水 全壊、半壊	油剤 乳剤 粉剤	1戸当り 2リットル 1戸当り 2リットル (20倍液として使用する場合) 1戸当り 0.5 kg	1戸当り 40 g
床下浸水	油剤 乳剤 粉剤	1戸当り 1リットル 1戸当り 1リットル (20倍液として使用する場合) 1戸当り 0.5 kg	1戸当り 40 g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択してさしつかえない)

(3) 患者等に対する措置

被災地で、伝染病患者又は病原体保有者を発見したときは、速やかに隔離施設に収容する。交通途絶その他やむを得ない事情により隔離施設に収容できない場合は、自宅隔離とするが、この場合は伝染病予防法施行規則第11条を厳守させ、特に、し尿の衛生的処理について十分指導するものとする

(4) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、町民保健対策部において町内の薬局で調達するが、調達不能の場合は鹿屋保健所に調達斡旋の要請を行うものとする。

(5) 家用水の供給

知事の指示に基づき、家用水の停止期間中は継続して家用水の供給を行うものとする。家用水の供給は「給水計画」に基づき行うものとする。

(6) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで伝染病発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに防疫活動を実施するものとする。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て防疫の完璧を期するものとする。

なお、防疫活動の重点項目は次のとおりとする。

ア 検病検査

イ 清潔方法、消毒方法の実施

ウ 集団給食の衛生管理

- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

第2 清掃

1. 実施責任者
被災地における汚物の収集、処分等の清掃は町長が行うものとし担当は町民保健対策部とする。
2. 清掃班の編成
 - (1) ごみ処理班
 - (2) し尿処理班 (防疫班に準じ、町担当者、作業員及び関係業者により編成)
3. 清掃方法
 - (1) ごみの処分
ごみの収集、処分は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物運搬業者、産業廃棄物運搬業者の協力を得て行うものとし、原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合は埋め立等環境衛生上支障のない方法により処分するものとする。
 - (2) し尿処理
被災地のし尿処理は、清掃業者に委託して原則として、南大隅衛生管理組合で処分するが、やむを得ない場合は、農地還元、埋没等環境衛生上支障のない方法により処分するものとする。
また、下水道の整備された地区においては、水道の供給が停止された場合も可能な限り水洗トイレを使用できるようにするため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。
4. へい獣処理方法
 - (1) 処理方針
災害によりへい死した家畜等の処理は、鹿屋保健所長の指示を受け、埋没又は焼却するものとする。
 - (2) 処理方法
 - ア 埋没
深さ2.5m以上の穴に埋没し、クレゾール水ダイヤジノン乳剤及び石灰等を散布した後1m以上土砂で覆うこと。
 - イ 焼却
0.5m以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

第15節 行方不明者の搜索、遺体の収容、処理、埋葬計画

本計画は、災害により行方不明者になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）の搜索を計画的合理的に行う体制の確立と、遺体の収容、処理、埋葬等の円滑な処理を図るための計画である。

1. 実施責任者

災害における行方不明者の搜索は、町長が県警察本部及び第十管区海上保安本部等の関係機関と協力して行い、遺体の収容処理、埋葬等の措置は町長が行うものとする。

行方不明者の搜索は総務対策部を担当とし、遺体の収容処理は町民保健対策部を担当とする。

2. 行方不明者の通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知った時は、直ちに錦江警察署に通報し、捜索を依頼するものとする。この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、第十管区海上保安本部（海上保安署を含む）にも通報し捜索を依頼するものとする。

なお、通報に際しては次の事項を併せて通報するものとする。

- (1) 行方不明者の人員数
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年月日、時刻等
- (4) 行方不明になっていると思われる地域
- (5) その他行方不明の状況

3. 捜索隊の編成

町の捜索隊の編成は災害の規模、捜索対象者数、捜索範囲、その他の事情に基づき町消防団及び民間協力者をもっておおむね次のとおり編成する。

- (1) 第1種捜索隊
関係消防分団及び自治会協力者により編成
- (2) 第2種捜索隊
隣接消防分団及び自治会協力者により編成
- (3) 第3種捜索隊
町消防団全員及び町協力者により編成

4. 捜索の方法

行方不明の捜索にあたっては警察、海上保安本部の捜索隊と町捜索隊と事前に任務及び区域の分担を協議して行うものとする。

なお、捜索をより効果的に行うため捜査地域内は勿論、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行うものとする。

5. 装備資材

捜索に使用する車輛、舟艇その他の装備資材は有効適切な活用に努めるとともに、不足する時は関係機関に対し協力を依頼するものとする。

6. 行方不明者発見後の処理収容

- (1) 負傷者等の収容

町捜索隊が捜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見した時、又は警察及び第十管区海上保安本部等より救護を要する者の引き渡しを受けた時は、速やかに医療機関に収容するものとする。

- (2) 遺体の収容

ア 町捜索隊が捜索の結果、災害による遺体を発見した時、又は警察等から遺体の引き渡しを受けた時は収容器具により直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容するものとする。

イ 遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

- (ア) 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- (イ) 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
- (ウ) 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
- (エ) 遺体の数に相応する施設である。
- (オ) 駐車場があり、長時間使用できる。

(3) 医療機関との連携

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検視等が円滑に行われるよう関係医療機関と緊密な連絡を事前に連絡をとるようにする。

7. 遺体の処理

- (1) 小災害時で遺体の状態が比較的正常であり、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡すものとする。
- (2) 遺体の識別が困難な時、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱している時等は、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施するものとする。
- (3) 死亡の確認及び死因究明のため検視を要するものは、原則として「医療計画」による町民保健対策部により行うものとする。ただし、遺体が多数の時、又は町民保健対策部が他の業務で多忙な時等は一般開業医により行うものとする。
- (4) 遺体の識別、身元の究明等に長日を要する場合等は、遺体を一時保存する必要があるので、検視等の遺体処理を行う場所（以下、「検視場所」という。）又は遺体収容所その他適当な場所に一時保存するものとする。
- (5) 身元不明の遺体については、埋葬前に身元判明に必要な全ての資料を保存するようにし、各種広報照会その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

8. 遺体の埋葬

- (1) 身元の判明しない遺体、または遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの、並びに災害時の混乱の際死亡したものに対し埋葬するものとする。
- (2) 埋葬は一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びその時の状況に応じ火葬、または土葬等の方法により行うものとするが、身元不明、或は災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

9. 災害救助法による基準

鹿児島県地域防災計画参照

第16節 障害物除去計画

本計画は、災害時において土砂及び竹木、その他障害物が流入したことにより日常生活及び公益上著しい支障を及ぼしている時、これを除去し、民生の安定、災害の拡大防止及び交通の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

1. 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去は町長が行うものとする。
(災害救助法の適用により知事が委任した場合及び緊急を要する場合も同様とする。)
担当は、建設対策部とする。

公共の場所に流入した障害物の除去はそれぞれの管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去対策

- (1) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。
- (2) 町道及び農林道の障害物

3. 障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、災害発生や盗難の恐れがなく、道路交通に支障のない場所を選定し、廃棄又は保管するものとする。
- (2) 町内建設業者名簿・・・別紙参照

4. 災害救助法による基準

鹿児島県地域防災計画参照

第17節 輸送計画

本計画は、災害における各種応急対策の実施に必要な人員、物資等の輸送を迅速確実に行うため必要な車輌、船舶等の確保を図り、これを有効適切に利用するためのものである。

1. 実施責任者

被災者の輸送は、町長が行うものとする。災害応急対策及び災害救助を実施するに必要な人員及び物資の輸送は、災害応急対策を実施すべき機関の長が行うものとする。

2. 輸送方法

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) 船舶等による輸送
- (3) 航空機による輸送
- (4) 人力による輸送

3. 輸送力の確保

- (1) 町の災害対策上必要とする車輌等の確保は次の方法による。
 - ア 車輌等の管理、配車は総務対策部が行う。
 - イ 船舶等の確保あつ旋は経済対策部門が行う。
 - ウ 各対策部は車輌、船舶等を必要とする時は、総務対策部に配車を要請する。
- (2) 町有車輌のみで輸送力の確保ができないときは、次により町有外の輸送力確保に努めるものとする
 - ア 自動車の確保
 - (ア) 公共団体の車輌
 - (イ) 営業用の車輌
 - (ウ) その他の自家用車輌
 - (エ) 町内で車輌確保が困難な場合は、隣接市町村、県又は九州運輸局鹿児島陸運支局輸送課（電話099-261-9191）に確保の協力又は斡旋の要請を行う。

イ 船舶の確保

- (ア) 公共団体の船舶
- (イ) 営業用の船舶
- (ウ) その他の自家用船舶

(エ) 町内で船舶確保が困難な場合は、隣接市町村、県又は九州運輸局鹿児島海運支局管理課（電話099-222-5661）に確保の協力又は斡旋の要請を行う。

(オ) 緊急に海上輸送を必要とする時、前号までによる確保が困難な時は、海上保安部の船艇の派遣を県危機管理防災課に要請依頼する。

ウ 航空機による輸送力の確保

陸上、海上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要になったときは、第18節「自衛隊の災害派遣要請計画」による自衛隊航空機及び海上保安部の航空機確保について県危機管理防災課に要請依頼する。

エ 人力による輸送力の確保

車両、船舶による輸送が不可能なときは、人力により輸送する。労務の確保は住民の協力（関係法律に基づく協力命令による協力を含む）、職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣要請等により確保する。

オ 自動車、船舶等の輸送条件

自動車、船舶等の調達にあたっては、次の事項を明示して要請する。

- (ア) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (イ) 輸送を必要とする区間
- (ウ) 輸送の予定日時
- (エ) その他必要な事項

4. 災害救助法による輸送及び人夫賃の基準

鹿児島県地域防災計画参照

5. 町内車両の状況

- (1) 町有車両
別紙資料参照
- (2) 事業用車両
別紙資料参照

6. 町内船舶の状況

必要に応じ漁業協同組合員所有船に要請依頼する。

第18節 文教対策計画

本計画は、文教施設の被災及び小中高等学校児童生徒のり災に対処して、応急教育の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

1. 実施責任者

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 小中学校の施設の災害復旧 | 町長 |
| (2) 小中学校の児童生徒に対する応急教育 | 町教育委員会 |
| (3) 災害発生時の学校内の応急措置 | 各学校長 |

2. 応急教育対策

(1) 休校措置

- ア 大災害が発生し又は発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。
- イ 休校措置を児童生徒の登校前に決定した場合は、直ちにその旨を町防災行政無線、広報車その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。
- ウ 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ必要に応じて自治会担当教師に引率させる等の措置を講じなければならない。

(2) 学校施設の確保

ア 施設の災害予防

学校長は災害発生のおそれのある場合は、被害を最小限に止めるよう必要な措置を講じなければならない。

イ 施設の応急復旧

被害の程度が比較的軽微な場合は、速やかに応急修理をなし、施設の確保に努めるものとする。

ウ 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内運動場を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

エ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

公民館等の公共施設又は隣接学校等の利用を図るほか、応急仮設校舎の建設を検討する。

オ 町内全域が被害を受けるなど町内での施設が困難なときは、肝属教育事務所を通じて県教育委員会に施設の斡旋を要請する。

(3) 教育職員の確保

町教育委員会は、教育職員のり災状況を把握し、教育職員が不足する場合は、次の方法により教育職員の確保を図るものとする。

ア 学校内操作

欠員が少数の場合は、学校内で操作する。

イ 町内操作

学校内操作が困難なときは、町内学校間において操作する。

ウ 町外操作

町内操作が困難なときは大隅教育事務所を通じて、県教育委員会に他市町村からの操作を要請する。

(4) 応急教育の留意点

応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行うものとする。

ア 教科書、学用品の損失状況を考慮し、児童生徒の負担軽減を図る。

イ 教育場所が学校以外の施設による場合は、授業方法、保健等を考慮すること。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学上の危険防止に留意すること。

エ 学校が避難所に利用されている場合は、収容者と児童生徒との相互に問題が発生しないよう十分留意する。

オ 休校を実施する場合は、自宅学習その他について十分指導する。

3. 教科書及び学用品の給与

(1) 納入対象者

学用品の給与対象者は、住家が全半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。

（2）調達及び給与

教育委員会は、校長と緊密な連絡を保ち、給与対象者及び給与を必要とする学用品の調査を行い、次の調達先から調達の上、校長を通じて配布する。町内において調達困難な場合は（教科書等）、県教育委員会にあつ旋を依頼するものとする。

（3）給与品目及び費用

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ災害規模等を考慮の上その都度決定する。

4. 学校給食対策

災害により町給食センターに被害を受けた場合は、次の応急対策を実施する。

- （1）被害の程度が軽微な場合は、早急に復旧し、復旧期間は民間業者の協力により可能な範囲において給食を実施する。
- （2）被害の程度が大きく、早急に復旧不可能な場合は、状況により給食停止、一部給食等必要な措置を講ずる。
- （3）学校が避難所として使用される場合、給食施設は被災者用炊出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊出しとの調整に留意するものとする。
- （4）衛生上支障の無いよう十分に留意するものとする。

5. 災害救助法による基準

鹿児島県地域防災計画参照

第19節 自衛隊の災害派遣要請計画

本計画は、災害に際し人命、財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣に関する必要な事項を定めるものとする。

1. 災害派遣要請計画基準

自衛隊の災害派遣を要するおおむねの基準は次のとおりとする。

- （1）災害に際して人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防団等では対処し得ないと考えるとき。
- （2）災害の発生が目前に迫り、この予防には派遣以外に方法がないと認められるとき。

2. 災害派遣要請要項

町長が自衛隊の災害派遣を要すると認めた場合は、次の事項を明らかにし原則として知事に派遣要請を依頼するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合は町長が直接自衛隊に要請するものとするが、この場合も事後速やかに知事あてその旨を報告するものとする。

- （1）派遣要請要件は次のとおりとする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考事項（派遣を希望する人員、車輌等の概数）

- (2) 災害派遣要請の事務は、総務対策部が行う。
- (3) 知事に対し派遣要請を依頼する場合は、派遣部隊の活動内容に応じて県の各部に行うものとする。

3. 関係自衛隊の連絡場所

名 称	主管課	所 在 地	電話番号	県防災無線
陸上自衛隊 第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島 2-4-14	0995-46-0350 内線 235、237	1(1)-1-5021
海上自衛隊 第1航空群	司令部 幕僚室	鹿屋市西原 3-11-2	0994-43-3111	1(2)-1-5951
自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元 4-1	099-253-8920	

4. 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが通常次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
知事等から要請があった時、又は指定部隊等の長が必要と認める時は車輌、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要ある時は、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- (3) 遭難者の捜索救助
死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車、その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路又は水路が損壊し、もしくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
- (7) 応急医療、防疫、病害虫防除等の支援
特に要請があった場合には、被災者の応急診療、防疫、病害虫防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
- (8) 通信支援
特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
- (9) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急、患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(10) 炊飯及び給水の支援

要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲渡

要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の救援物資の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸与又は譲渡する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車輌の交通が混雑する地点において、自衛隊車輌を対象として交通規制の支援を行う。

(13) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(14) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

(1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員、警察官及び海上保安官がその場にいない限り、次の措置をとることができるものとする。

ア 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時に、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。

イ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認める時に、町内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

ウ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認める時に、現場の災害を受けた工作物等の除去、その他必要な措置をとること。

エ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認める時に、町内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(1)の措置をとった場合は、直ちに町長に通知しなければならない。

6. 派遣部隊の受け入れ態勢

町長は知事から災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

(1) 宿泊施設

町内宿泊施設をあて、車輌機材等の保管場所は必要な措置をとるものとする。

(2) 連絡職員

連絡担当は総務課とし、課員の中から連絡員を指名する。

(3) 作業計画の作成

応援を求める作業内容、使用人員、使用器材の整備、その他の作業計画を作成し、部隊の到着と同時に作業ができるようにする。

7. 派遣部隊到着後の措置

(1) 作業計画の打ち合わせ及び誘導

派遣部隊が到着した場合は、直ちに結集地に誘導すると共に作業計画の打ち合わせを行い、協議のうえ必要な措置を取る。

(2) 作業にあたり無用の摩擦を避けるため町が準備する資材類の品目、数量、集積場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収に関して打ち合わせを行い、細部について協定を行っておく。

(3) 派遣部隊が到着後速やかに次の事項を県危機管理防災課へ報告する。

ア 派遣部隊の隊長の官職、氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 作業内容及び進捗状況

オ その他参考事項

8. 経費の負担

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

(2) 町が負担すべき経費はおおむね次のとおりとする。

ア 作業の実施が緊急を要したため、派遣部隊が必要な器材を現地調達する場合の経費（自衛隊装備に係るものを除く）

イ 派遣部隊の現地宿泊に伴う宿舎借上料、光熱水費、電話料、入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るもの）を除く）

エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

9. ヘリコプターの臨時発着場

緊急対策のため自衛隊の災害派遣に際しヘリコプターによる物資、人員輸送の現地発着場として別紙の予定地を定める。

第20節 地震津波災害対策計画

本計画は、大規模な地震又は地震による津波が発生することを想定し、事前における予防等の措置及び発生時の応急対策を定めて、地震又は地震による津波の被害及びその続発火災による被害を軽減し、住民の安全を図るものである。

1. 事前対策

(1) 事前広報

地震発生時における住民の心得及び避難所の周知は、平素からあらゆる機会をとらえて住民に徹底させる。

(2) 観測体制

鹿児島県においては、次のところに観測施設が設置されている。

ア 地震観測所

鹿児島地方気象台 阿久根観測所 枕崎観測所 種子島観測所

屋久島観測所 名瀬観測所 沖永良部観測所

イ 津波地震観測局

大口 鹿児島錫山 鹿児島田代 下甑島 種子島西之表 口永良部島

中之島 奄美大島龍郷 喜界島 徳之島 鹿屋市 薩摩川内市 さつま町

隼人町 志布志 鹿児島山川町 いちき串木野市 出水市

ウ 火山観測

霧島（鹿児島地方気象台）（東大火山観測所）

桜島（鹿児島地方気象台）（京大火山観測所）（鹿大火山観測所）

（3）防火管理体制の強化

地震時には、多発する火災のため消防力が不足し、全出火場所に出動することは不可能である。そこで一次的には、自治会単位の自主防災組織等によって消火することを期待しなければならない。そのために自主防災組織等の育成強化を図り、地震災害に備える。

2. 組織、動員計画

本町における、災害対策の組織編成及び所掌事務は、第1節に定める組織、動員計画によるが特に関係機関との相互応援、連絡及び通信連絡対策等についてあらかじめ定めておくものとする。

（1）地震発生時における緊急配備体制

体制	基 準	配 備 要 員
第1地震対策配備 情報連絡体制	①町内に震度4の地震が発生した場合 ②又は津波注意報が発表された場合 ③南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	総務課職員 2名 支所総務民生G職員 2名
第2地震対策配備 災害警戒本部設置	①町内に震度5以上の地震が発生した場合、又はこれ以下であっても災害が発生した場合 ②津波警報が発表された場合 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	組織動員計画に基づく 災害警戒本部要員
第3地震対策配備 災害対策本部設置	①町内に震度6以上の地震が発生した場合、又はこれ以下であっても災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合 ②大津波警報（特別警報）が発表された場合 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	組織動員計画に基づく 災害対策本部要員

（2）関係機関との相互応援、連絡

○鹿児島地方気象台 ○鹿児島県 ○鹿児島県警察本部

- 指宿海上保安部
- 日赤鹿児島県支部
- 自衛隊(国分陸上自衛隊、鹿屋海上自衛隊派遣要請)
- N T T 鹿屋支店
- 九州電力送配電鹿屋配電事業所
- 隣接市町村
- 報道機関

(3) 通信連絡対策

有線通信途絶の場合、自衛隊、鹿児島県及び鹿児島県警察本部、鹿児島地区非常通信協議会等の無線通信応援を求める。

3. 災害情報収集報告計画

本計画は、第3章第3節を準用する。

4. 避難計画

大震災時の避難計画については、第3章第6節の避難計画を準用するが、地震時の特殊条件を考慮して次のとおり定める。

(1) 町長の避難指示等

町長は、災害情報に基づき避難に関する的確な情勢判断を行い、住民の避難の措置にあたるものとする。

なお、町長と連絡が取れない場合における権限の委譲は第3章3(4)幹部職員の参集が困難な場合の対応に準じて行うものとする。

(2) 避難指示等区分

強い地震が発生した場合は、原則として避難指示を発令するものとする。

津波警報等(津波注意報、津波警報、大津波警報)が発表された場合は、対象区域に対して、直ちに避難指示を発令する。

「遠地地震に関する情報」が発表され、津波が予報された場合は、津波到達予想時間までの時間的猶予を考慮し住民が安全に避難できるよう、高齢者等避難及び避難指示を段階的に発令することを考慮する。

ただし、津波到達までの猶予が2時間程度の場合、又は津波警報等が発表された場合は、直ちに避難指示を発令するものとする。

(3) 伝達、周知の方法、手段

ア 防災行政無線、非常通信等もっとも適当な通信方法により通知する。町長は、直ちに広報車又は無線車(消防車)等を出動させ、迅速、確実な広報活動を実施する。

上記のほか、報道機関による広報、放送を依頼する。

イ 避難指示の内容

町長、又はその委任を受けたものは、避難指示の内容を明示して行う。

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難先(場所)

(ウ) 避難経路

(4) 避難場所の設定基準

震災時における避難場所の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して設定する。

ア 公園、広場等のような相当な広さを有し、かつその場所又は周囲に防火に役立つ樹木が存在する。

イ 周囲に崩壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀、がけ等がない。

ウ 周囲に延焼のおそれのある建造物あるいは多量の可燃物品がない。

エ 地割、崩落等のない耐火、耐震的建造物で津波の襲来に際しても安全性のあるもの。

オ 延焼の危険がある時、又は収容人員が安全度を越えた時は、さらに他の場所に避難移動できる場所であること。

(5) 避難収容の方法

ア 第1次避難場所(地震時の避難場所)

地震災害時に住民等が、差し迫った危険から一時的に避難し、安全を確保するための集合場所で、「地震時の退避場所」という。地震時の退避場所の設定に当たっては、次の選定基準を勘案して設定する。

(ア) 地震及び大火災等の際に、住民が緊急に避難するための近距離の場所(おおむね1km以内)

(イ) 公園、グラウンド等の広場

地震時の退避場所は、それぞれの自主防災組織で定める。

イ 第2次避難場所

第1次避難場所が使用不能の場合、又は一旦収容した被災者を更に避難収容する必要が生じた場合の避難場所。周辺市町村の被災状況を調査し、安全な方向を確認してその親戚、友人先等への避難を呼びかける。

(6) 避難経路の確保、交通規制

町内各道路、橋梁の損壊状況を迅速に調査し、通行不能、混雑する道路の実情を把握のうえ警察、消防、自衛隊が協力して交通規制や迂回道路への誘導等を行い、避難者が安全かつ迅速に避難できるように努める。

(7) 学校等の避難

高・中・小学校・幼稚園等の生徒、児童の集団避難は、学校等管理責任者が町長の指示により行うものとする。学校管理責任者は、かねてから生徒、児童の集団避難に関する要領を定めておくものとする。

(8) 病院等の避難

病院その他の医療施設の入院患者並びに養護施設等の被収容者の避難は、その施設の管理責任者が町長の指示により行うものとする。

施設の管理責任者は、かねてから管理に必要な資材、輸送車両等の確保、及び避難要領等を定めておくものとする。

5. 火災対策及び消防活動

大地震後に二次的に同時多発する火災は、発見、通報、出動、消防体制も最悪の条件にさらされるのでその火災監視体制、消防活動も特殊な配備が必要となる。

これら地震火災配備体制について、かねてから計画を定めておくものとする。

6. 地震による津波に対する避難計画について

津波に対する避難指示についてはその特殊性を考慮し下記のとおり定めるものとする。

(1) 避難指示の基準

津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震(震度4以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合もしくは津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を発令し、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(2) 避難場所

第3章第6節の避難計画を準用するが、その特殊性を考慮し、避難対象地域に近く、かつ高台にある施設を選定するものとする。

(3) 避難対象地域の設定

別紙「津波避難対象地域」参照

7. 建築物災害の防災対策

地震時は、建物倒壊や火災による消失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。

(1) 公共施設等の耐震診断、耐震改修の促進

庁舎、学校、公民館等の施設は災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町はこれらの公共施設等のうち新耐震基準によらない既存建築物については災害応急対策上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、耐震改修の推進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

また、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 町民に対する啓発

町は、町民に対し以下の意識啓発を実施する。

ア 既存建物については、耐震診断、耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより耐震診断の必要性を啓発する。

イ 建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、女性による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

8. 公共施設の防災対策

上・下水道、防災行政無線等のライフライン施設、道路、橋梁、漁港、河川等の公共施設は、地域生活の根幹を成すものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

9. その他

被害状況の収集及び報告、食料、医療、障害物除去、応援要領等の計画は、第3章の各計画に基づき実施するものとする。

第21節 海上災害対策計画

本計画は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関相互の連絡を緊密にし、円滑に災害対策を実施するため必要な事項を定めるものである。

1. 連絡調整会議

町は、県が連絡調整会議を設置した場合、防災担当者等を派遣し、現地連絡調整所における調整事項の確認を行い、円滑な応急対策を図る。

2. 現地連絡調整所

(1) 設 置

海上保安部等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助、救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報、被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、県と協議の上、町が現地連絡調整所を設置する。

(2) 運営等

現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成18年12月策定）による。

第22節 ボランティアとの連携計画

本計画は、大規模な災害時には各種援護を必要とする者が増加するとともに、ボランティアの積極的な参加が期待されることから、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を期するものである。

1. ボランティアの受け入れ支援体制

ボランティアの受け入れ支援体制については、南大隅町社会福祉協議会が担当するものとし、災害対策本部と連携をとりながら行う。

(1) ボランティア活動に関する情報提供

災害対策本部は、被災者の様々なニーズの把握に努め、社会福祉協議会と情報交換を行うとともに、報道機関を通じて求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) ボランティア支援体制の確立

社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに災害ボランティアセンターを設置し、町災害対策本部と連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、近隣支援本部を設けるものとする。

ア 災害ボランティアセンターにおける対応

被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

なお、被害の程度により周辺市町社会福祉協議会に協力要請を行うものとする。

イ 近隣支援本部における対応

近隣支援本部を設置した場合においては、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援するものとする。

2. ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受け入れにあたっては、近隣支援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について災害ボランティアセンター、災害対策本部と連絡調整を図るものとする。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介及び加入に努めるものとする。

3. 災害対策本部における対応

町への直接のボランティア活動の問合せに関しては、介護福祉対策部が総合窓口となり、近隣支援等に引き継ぐものとする。

第23節 動物保護計画

本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について必要な事項を定めるものである。

1. 飼養動物の保護収容

放浪している犬、猫等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町、獣医師会、動物愛護団体等の協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

2. 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

3. 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第24節 情報通信網整備計画

本計画は、大規模な災害発生時における的確な情報伝達体制を確保するための情報通信網整備計画について必要な事項を定めるものである。

1. 地域情報化の推進

次世代移動通信システム、光通信回線、防災行線無線の多重化等の町内全域への普及を図り、災害等の緊急時に、町民及び観光客等の一時在町者の安全確保に必要な情報通信網の確保及び携帯電話不感地帯の解消に向け、関係機関並びに各通信事業者に積極的に働きかけることとする。

2. 観光地等を含む町内全域の情報通信網整備

町内の主要な観光地である「佐多岬」及び「雄川の滝」については、山間部に位置することから携帯電話の電波環境が悪く不感地帯が存在する。また、釣りや登山等のレジャー客が行動する地域についても、電波環境の不良な場所が多いのが現状である。

加えて、町民が活動する農耕地や林野部についても電波不感地帯が多く、住居外での活動中の町民に対する緊急時の情報提供及び連絡手段が確保できない現状にある。

災害発生時等の安全確保のためには、適時適切な情報伝達を行う必要があることから良好な電波環境を確保しなければならない。そのため、観光・レジャー客等が行動する観光地及び居住地域以外の農耕地・林野部をカバー可能な携帯電話基地局の整備を推進していく必要がある。

第25節 広域応援体制

本計画は、大規模な災害が発生した場合、役場自体が被災し、人的・物的資源に制約があり、かつ、一挙に増加する災害対応等の非常時優先業務のため、役場の対応能力を超過する状況になることが予想されることから、災害時に他の行政機関・公共機関・民間企業・NPO・ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の応援・支援を受け入れるための体制について構築・整備するものである。

なお、受援体制に関する計画の詳細は、別に定めるものとする。

1. 受援体制

業務継続計画に定める「受援体制」に基づき、受援に関する体制の構築に努める。

受援に関する枠組については、国及び県が実施する広域応援についての枠組を基本とし、発災時に円滑な受援ができるよう手続き等の連携要領を整理しておく。

また、町が独自に締結している、災害に関連する各種協定を一元的に管理するとともに、必要な協定の促進を図るものとする。

2. 災害時の受援

(1) 受援調整班の設置

受援に関する円滑な調整を一元管理するため、災害対策本部総務対策部に「受援調整班」を置く。

また、各対策部は、受援調整班との調整にあたる担当職員を予め指定しておくものとする。

(2) 受援調整班の編成及び業務

受援調整班の編制及び業務内容は別に定める。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共土木施設等の災害復旧計画

この計画は、町民の生活の安定と福祉の公共を図る上で不可欠である公共土木施設等の早急な災害復旧を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1. 災害復旧事業等の計画策定

町が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再発防止のための必要な施設の改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧に努めるものとする。

2. 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。
また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、できるだけ早期に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては町単独事業での実施を検討する。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の不足等のため工事が円滑に実施できないことも予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

第2節 被災者の災害復旧・復興支援計画

この計画は、被災した町民がその痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復できるように生活相談、弔慰金等の支給等必要な措置を定めるものとする。

1. 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

2. り災都市借地借家臨時措置法の適用手続

- (1) り災都市借地借家臨時措置法第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行うものとする。
- (2) 申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

- ア 町の面積
- イ り災都地の面積
- ウ 町の建物戸数
- エ 減失戸数
- オ 災害の状況
- カ その他（り災土地中、借地の比率及び減失建物中、借家の比率等を記載）

3. 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

（内容等については鹿児島県地域防災計画を参照）

4. 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

（内容等については南大隅町災害弔慰金の支給等に関する条例参照）

5. 災害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して災害見舞金を支給する。また、住家に被害を受けた世帯の世帯主についても災害見舞金を支給する。

（内容等については南大隅町災害弔慰金の支給等に関する条例参照）

6. 税の減免措置

災害による被災者に対し、南大隅町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例及び南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例に基づき、税の減免措置を行う。

7. 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

8. 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被害調査や罹災証明書手続きのための体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査するとともに、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する

研修会等に参加する等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

罹災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（府政防第737号。令和2年3月30日）及び「罹災証明書の統一様式の改訂について」（府政防第1747号。令和2年12月4日）に示されたものとし、別紙様式（次頁）のとおりとする。

9. 被災者台帳の作成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の3及び第90条の4に基づき、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の救護の総合的かつ効率的な実施を図る。

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に被災者に関する情報の提供を求める。

被災者台帳の作成及び実務等については、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（内閣府。平成29年3月）による。

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹 災 原 因	年 月 日の	による
---------	------------------	-----

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

南大隅町長

(日本工業規格A-4版)

第3節 災害復旧資金計画

この計画は、災害復旧のため融資措置として、被災農林漁業者及び中小企業者、生活困窮者に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用し、積極的な資金の融資により民生の安定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

1. 資金の種類

(1) 農林漁業関係融資

担当課 経済課とする。

- ア 天災融資法による経営資金及び事業資金
- イ 農林漁業金融公庫資金による災害資金
- ウ 災害復旧つなぎ資金

(2) 商工業関係の融資

担当課 企画観光課及び商工会とする。

- ア 国民金融公庫資金
- イ 中小企業金融公庫資金
- ウ 商工組合中央金庫資金
- エ 鹿児島信用保証協会の保証

(3) 民生関係の融資

担当課 介護福祉課とする。

- ア 世帯更正資金
- イ 災害援護資金

(4) 住宅関係融資

担当課 建設課とする。

- ア 災害復興住宅建設補修資金
- イ 一般個人住宅の災害特別資金
- ウ 地すべり関連住宅資金

2. 資金の斡旋

災害復旧資金借り入れの希望があった場合は、それぞれの資金の担当課は資金の融資条件、方法を十分説明し、資金の斡旋指導にあたらなければならない。

3. 資金融資事務の協力

金融機関その他から資金融資にあたり調査その他の事務を委託又は依頼された場合は、各担当課は積極的に協力しなければならない。